

国際ロータリー第2540地区

2026-2027年度

地区便覧



持続可能な
インパクトを
生み出そう

国際ロータリー第2540地区

ガバナー 土舘 守

国際ロータリー第2540地区

2026-2027 年度ガバナー事務所

〒017-0012 秋田県大館市釈迦内字家後29-13

協同組合大館総合卸センター内

TEL:0186-48-3561 / FAX:0186-48-3591

E-Mail: rid2540g26-27@ymail.plala.or.jp



ロータリーの目的 Object of Rotary

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことに
ある。具体的には、次の各項を奨励することにある。

- 〔第1〕 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること。
- 〔第2〕 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事は全て価値あるものと認識し、
社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること。
- 〔第3〕 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業及び社会生活において、
日々、奉仕の理念を実践すること。
- 〔第4〕 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、
親善、平和を推進すること。

四つのテスト THE FOUR-WAY TEST

—言行はこれに照らしてから—

Of the things we think, say or do.

1. 真実かどうか

Is it the TRUTH?

3. 好意と友情を深めるか

Will it build GOODWILL
and BETTER FRIENDSHIPS?

2. みんなに公平か

Is it FAIR to all concerned?

4. みんなのためになるかどうか

Will it be BENEFICIAL to all concerned?

目 次

RI 会長オンラインカ・ハキーム・ババロラ挨拶	2
ガバナー（土舘 守）挨拶・経歴	5
地区活動方針	7
地区組織図	8
ガバナー公式訪問スケジュール	9
創立記念式典（予定）	10
地区主要行事・予定表	11
地区一般会計予算書	12
地区内ロータリークラブ一覧	14
衛星クラブ・ローターアクトクラブ・インターアクトクラブ	17
ロータリー米山記念奨学生	18
姉妹・友好クラブ一覧	19
国際ロータリー関係及び地区への送金先	20
国際ロータリー関係諸事報告先	21
国際ロータリー関係の連絡先	22
地区規定	23
《ロータリー財団》寄付金 送金様式	50
ロータリー希望の風奨学金ご寄付のお願い	51
《米山記念奨学会》普通寄付金 送金様式	53
《米山記念奨学会》特別寄付金（個人寄付用）送金様式	54
《米山記念奨学会》特別寄付金（法人寄付用）送金様式	55



オンラインカ・ハキーム・ババロラ

2026-27年度 RI会長

トランス・アマディ・ロータリークラブ

ナイジェリア・リバーズ州



1988年に大学で工学の学位を取得。シェルPLCで要職を歴任するなど、石油・ガス業界で25年間勤務し、4大陸でプロジェクトを実施。リビエラ・テクニカル・サービス社（石油・ガスインフラ供給会社）とリード・アンド・チェンジ・コンサルティング社（管理職コーチングと組織業績アドバイザーグループ）の2社を設立。

ババロラ氏が所属する専門職団体には、ナイジェリア技術者協会、ナイジェリア安全専門家協会、変革管理専門家協会などがある。経済・社会政策について政府に意見を提供する、故郷イバダン市の組織「ジェリコ・ビジネスマン・クラブ」のメンバーとなっている。

ローターアクターとして10年間活動し、1994年からはトランス・アマディ・ロータリークラブの会員。2011-12年度に地区ガバナー、2018-20年度にRI理事、2019-20年度に副会長を務めた。2017-23年度にEnd Polio Now：歴史をつくるカウントダウンキャンペーン委員会（2017-20年度副委員長）、2013年～現在はナイジェリア・ポリオプラス委員会（2016年～現在アドバイザー）での役職を歴任。

妻プレバさんと共にポート・ハーコート市に在住。冠名基金とアーチ・クランフ・ソサエティを通じてロータリー財団を支援。シェルターボックスUKの評議員としてボランティア活動も行っている。ポリオのない世界のための地域奉仕賞、RI超我の奉仕賞、ロータリー財団功労表彰状を受賞。

2026-2027年度 RI 会長メッセージ

オンラインカ・ハキーム・ババロラ
2026-27年度国際ロータリー会長

インパクトある活動と「世界をオープンに受け入れる」ことを国際ロータリー会長エレクトが強調

1月12日、米国フロリダ州オーランドで開催中の国際協議会でオンラインカ H. ババロラ国際ロータリー会長エレクトが講演し、クラブでの歓迎的な環境づくり、意義あるプロジェクトの実施、人生を変えるようなロータリーでの体験を通じて、「持続可能なインパクトを生み出そう」と呼びかけました。

「ロータリーは私たちを変えました。私たちという人間を形づくり、より良い人間にしてくれたのです。私たちは“世界を変える”ことをよく話題にします。ポリオ根絶や平和構築について語ります。しかし、ロータリーが自分自身をどう変えたかについては、あまり考えません」

ナイジェリアのトランス・アマディ・ロータリークラブの会員であるババロラ氏は、十代のときにローターアクトクラブで活動したことが、恵まれた環境で育ったことによる狭い視野から抜け出し、より広い世界を見るきっかけになったと語りました。その気づきは、地域社会の人びとに読み書きを教える活動など、クラブが生み出したインパクトを目のあたりにしたことでもたらされました。

「ロータリー会員である私たちは、より良い未来というビジョンを共有しています」とババロラ氏。

「そのビジョンを現実にするには、自身の内なる変化を意識し、解き放たなければなりません。成果だけでなく、インパクトを重視すべきです」

変化とインパクトは同じではない、と述べた上で、ババロラ氏はこう続けました。「変化は始まりに過ぎません。インパクトこそが永続するのです」

インパクトを理解する

ババロラ氏は、南アフリカ・ナイズナでの幼児教育の拡充や、ナイジェリアでの妊産婦ケアの改善など、ロータリー会員がインパクトを生み出していると述べました。ナイズナ・ロータリークラブは、地域の女性たちが幼児教育センターを開設・運営できるよう支援しました。

「このプロジェクトは何千もの子どもと家庭に恩恵をもたらし、今後何世代にもわたって教育を提供し続けるでしょう」とババロラ氏。「このインパクトを世界のほかの地域でも再現できれば、地域社会から信頼と評価を得ることができます。そして、より多くの地域社会がロータリーを信頼すれば、入会したいという人が増えます」

また、「ナイジェリアにおける健康な家族のための協力」の幅広いインパクトにも触れました。妊産婦と新生児の死亡率を減らすこのイニシアチブは、2022年に200万米ドルの大規模プログラム補助金を受領しました。

ババロラ氏はこう説明します。「ロータリーが介入する前は、多くの女性が妊婦健診を避けていました。しかし、健診は母子ともに安全な出産に欠かせません。ロータリーの支援により、妊婦が健診に通うシステムが整い、地域社会からの協力も得られました。受診率がアップし、死亡率が下がりました。このプロジェクトは今後数十年にわたり、ナイジェリア全土で命を救い続けるでしょう」

より歓迎的な姿勢を

クラブの新しい入会者に対してよりオープンに歓迎するよう呼びかけたババロラ氏は、ローターアクト時代にロータリークラブに入りたいと思ったものの、クラブ会長から冷たい対応を受けた自身の経験について語りました。

「彼（クラブ会長）はこう言いました。“何という厚かましさだ！ただ入会できるわけがないだろう。招待が必要だ”、と」とババロラ氏は振り返ります。「そこであきらめることもできましたが、私はこう言い返しました。“子どもが親の家に入るのに招待が必要だとは知りませんでした”」

当時と比べれば良くなったものの、まだ十分ではないとババロラ氏。一部のクラブは世界をオープンに受け入れるどころか、閉ざされたままであり、若い人たちが尊重されず、考えや背景が異なる人が歓迎されないこともあると述べ、人びとをよりよく受け入れるにはどうしたらよいかを考えるよう促しました。

「例会や奉仕プロジェクトでの皆さんの態度ひとつで、誰かのロータリーのストーリーが始まるかもしれないし、終わるかもしれないのです」

さらに、自身の変化を促すもう一つの方法は、自分のベストを超えることだと述べました。過去の募金活動やプロジェクト、会員増強の成功を振り返り、それを越えるべくさらに挑戦するよう地区リーダーに呼びかけました。

「自分を変えられれば、クラブと地区を変えられます。地区を変えられれば、地域社会を変えられます。そして、地域社会を変えられれば、世界で、地域社会で、自分自身の中で、持続可能なインパクトを生み出すことができるのです。」

地区スローガン

「初心の感動を忘れず、地域と共に奉仕を実践しよう」



2026-2027 年度
ガバナー 土館 守

ロータリークラブに入会して早20年。様々な事を学び、経験させていただきました。入会当初に感じたことは、素晴らしい先輩ロータリアンが沢山おられ、それぞれ職業人として立派に成功された方々でした。元々大館ロータリークラブは職業奉仕を重視するDNAがあります。そして学んだことは、ロータリーの特徴は単なるボランティア団体ではなく会員一人一人が職業人として社会に貢献し、そして自らの仕事にも誇りを持ち発展させていくことを目指している団体であるという事でした。私たちは、奉仕活動を行うためだけではなく会員同士が切磋琢磨し合い自分自身や事業を成長させていくためのクラブだと感じました。

日本ロータリーの創始者の一人である米山梅吉翁は、ロータリークラブを人生の道場と呼びました。しかし最近では、事業がマンネリ化し、様々な会議が多すぎて、ロータリークラブに入っても、メリットを感じることが出来ず、退会をしてしまう人が居るのは残念な事です。けれども、ロータリークラブに所属しなければ、会員同士が職業人としての経験や考え方を学び合う場が無くなってしまいます。ロータリーは地域で事業や仕事をする人たちが、その知恵や経験を持ち寄りお互いに学び合うことでより良い奉仕活動を生み出し、そしてそれぞれの仕事にも新たなアイデアや刺激を得るための場なのです。単に食事をして話を聞く会ではありません。また、寄付をするだけのお金持ちの団体でもありません。私は地区方針として、職業奉仕を中心としたロータリー活動を訴えていくつもりであります。そこで、2026-2027年度のスローガンとして「初心の感動を忘れず、地域と共に奉仕を実践しよう」という事を決めました。これは、入会時の動機や感動を忘れることなく、そして私たちの生活基盤である地域を大切にし、未来へ繋いでいこうという思いです。この事は、オンラインカ・ババロラRI会長のメッセージと共通するものがあると思います。実践しなければ成果は出ません。是非、一人ひとりが思いを一つにし、行動人として、共に実践して頂ければと思います。

私の年度の2027年1月1日に、地区の会員数が1,100人を割ると、地区の統合という事態になります。会員維持拡大は、第2540地区の最大の課題であります。一番大切なことは、入会した会員一人一人がロータリーのメリットを感じてもらう事にあると思います。その最大の武器が「職業奉仕」であると私は思います。その為には、ロータリーで仕事に活かせる学びや人としての成長できる機会が得られるよう、地区として出来る限りの努力をしまいたいと考えております。

また、職業奉仕ばかりではなく、社会のために尽くす、社会奉仕や国際奉仕、青少年奉仕も地区として大切な事業であります。それぞれ目標を明確にし、行動しようと考えております。20年前と比べ、新しい委員会が増えましたが、時代の要請で作られたものであり、きちんと対応しなければならぬものと考えております。

まだまだ、ロータリアンとして未熟な私ですが、歴代ガバナーに負けないよう努力するつもりであります。是非、地区内ロータリアンの皆様にもご支援ご協力のほどお願いいたします。

ガバナーエレクト経歴

■氏 名 : 土館 守 (つちだて まもる)

■生年月日 : 1951年2月1日

■所 属 : 大館ロータリークラブ

■職 業 : 水産業・魚市場

■職 歴 : 大館市青果魚類卸売株式会社 代表取締役会長

■公 職 : 全国青果卸売市場協議会 副会長

■ロータリー歴 : 2006年3月22日入会

・会 長 2010～2011年

・会 長 2021～2022年

・幹 事 2015～2016年

[地 区] ・会計長 2013～2014年

・副幹事 2020～2021年

・ガバナー補佐 2022～2023年

2013～2014年度 ポール・ハリス・フェロー

2025～2026年度 メジャー・ドナー レベル1

2025～2026年度 第5回 米山功労者マルチプル

2026-2027年度 地区活動方針

1. 職業奉仕を重視した会員拡大を図ろう

ロータリーの職業奉仕の意味を理解し、役に立つロータリーを認識してもらい、会員拡大を図る。地区合併阻止のため、年度を通じて1,100名の維持を達成する。

地区およびクラブで、会員増強維持の為の方策を共有する。

2. 例会の充実に、地区がもっと支援しよう

各クラブの例会に、地区役員の卓話等を積極的に呼びかけ、地区役員のノウハウを地区内で多いに利用してもらうことにより、各クラブの例会充実に寄与する。

ホームページやFacebookの充実を図り、情報ツールとして活用してもらう。

3. 公共イメージ向上を推進しよう

ポリオ根絶キャンペーンについては、効果的な方法で実施する。

メディアやYouTubeなどにも投稿して、地区内外に広くロータリー活動をPRしよう。

4. 行動計画を策定し、クラブを成長させよう

RIは一昨年から行動推進リーダーの選任と行動計画の策定を推奨しております。

また、RLI参加者を増やすことは、クラブの活性化に繋がります。是非RLI参加者を増やし、クラブの成長に努力しましょう。

5. 青少年活動を積極的に支援しよう

コロナ禍により、インターアクトクラブとの繋がりが薄くなりました。再度積極的なアプローチで、ロータリーとの繋がりを強化しましょう。青少年交換プログラムは、国際ロータリーの看板事業です。大切に守りたいです。

6. ロータリー財団や米山記念奨学会の募金に協力しよう

寄付は、社会の潤滑油です。是非、ロータリー財団や米山奨学会の募金目標に達するようご協力をお願いします。

7. 変化を恐れずに努力しよう

組織は変化しなければ、やがて衰退します。ロータリーの精神はそのままに、若い会員の考え方やIT利用を推進し、変化のある、魅力あるロータリーに成長しよう。

第2540地区 2026-2027年度 地区組織図

ガ バ ナ ー 土 館 守 （ 大 館 ）	北・大館鹿角グループ ガバナー補佐 吉田 孝司（花輪） グループ内7RC	<地区研修委員会> ◎ PG 桑山 明久（本荘） PG 淡路 徹（潟上） PG 工藤 智教（大館南） ○ PG 佐藤 和志（田沢湖） PG 高崎 恒夫（秋田港）
	北・能代男鹿グループ ガバナー補佐 佐々木松彦（潟上） 分区内8RC	
	中央・秋田グループ ガバナー補佐 阿部 一之助（秋田西） 分区内7RC +1RSC+1RAC	
	中央・本荘にかほグループ ガバナー補佐 堀 茂（本荘） 分区内5RC	
	南・大曲仙北グループ ガバナー補佐 泉谷 昭一（大曲仙北） 分区内6RC	
	南・横手グループ ガバナー補佐 中川 義徳（横手東） 分区内3RC	
	南・湯沢羽後グループ ガバナー補佐 柴田 知之（西馬音内） 分区内4RC	
	副ガバナー 工藤 智教（大館南）	
	地区諮問委員会（指名委員会） 京野 孝（湯沢南） 柳谷 悦磨（能代） 松浦 新（秋田中央） 富樫 龍紀（大曲中央） 伊藤壽々雄（湯沢） 嶋田 康子（秋田北） 村上 勘一（象潟） 工藤 智教（大館南） 地葉 新司（潟上） 宮原 保夫（湯沢南） 塩谷國太郎（大曲） 高崎 恒夫（秋田港） 玉木 修（秋田西） 淡路 徹（潟上） 宮下 正弘（秋田） 佐藤 和志（田沢湖） 平澤 孝夫（秋田東） 桑山 明久（本荘） ※指名委員会 委員長 桑山 明久（本荘）	
	規定審議会（任期 2026.1～2028.6） 代表議員 嶋田 康子（秋田北） 補欠議員 高崎 恒夫（秋田港）	
	ガバナーエレクト 岩佐 信宏（横手）	
	ガバナーノミニー 岡本 啓一（秋田）	
	地区幹事 布袋屋 寛（大館） 宮越 匡（大館） 地区副幹事 石川 博司（大館） 戸嶋 一之（大館） 菅原 訪順（大館） 乳井 仁（大館南） 丸山 佳孝（大館中央） 菅原 史明（花輪） 黒澤 芳彦（鷹巣） 猪狩 博美（十和田秋田） 黒丸 雄平（横手） 地区会計長 ◎中川 義明（大館） 事務局員 大館RC事務局 大館北RC事務局 大館南RC事務局	<危機管理委員会> ◎ 緑川 正樹（大館） 〇 桑山 明久（本荘） 宮下 正弘（秋田） 黒丸 雄平（横手） 佐野 元彦（秋田） 八木橋秀一（大館） 清水 俊明（秋田西） RI報告担当者 緑川 正樹（大館）
	地区財務委員会 ◎ 福原 良英（大館） 〇 近江 直人（横手） 佐藤 良一（本荘）	
	<地区監査委員会> 北 税理士 綿貫 一子（能代） 中 税理士 小林 科樹（秋田中央） 南 税理士 飼田 一之（横手）	
	<ロータリーの友委員会> ◎ 佐藤志津子（大館） 齋藤浩太郎（本荘） 松尾 秀正（大館北） ロータリーの友委員会地区代表委員・・・佐藤志津子	
	<R L I 委員会> ◎ 桑原 透（秋田） 〇 加賀 美奈（大曲中央） 阿部 大助（秋田中央） 細谷 太郎（秋田中央） 山本 隆弘（秋田港） 安達 豪樹（秋田南） 村上 亜紀（秋田東） 田口 宗弘（角館） 北嶋 洋一（秋田南） 藤井 健（横手） 宮原 育郎（湯沢南） 須田 幸喜（本荘） 伊藤 幸雄（本荘） 児玉 高久（山本） 佐々木 徹（潟上） 鈴木 隆宏（能代） 小田嶋伸一（花輪） 坂本 寿克（大館南） 金子 信（能代白神）	
	<地区成長戦略計画委員会> ◎ 嶋田 康子（秋田北） 〇 平澤 孝夫（秋田東） 工藤 智教（大館南） 村越 正道（能代） 淡路 徹（潟上） 伊勢 昌弘（秋田） 桑山 明久（本荘） 富樫 龍紀（大曲中央） 岩佐 信宏（横手） 渡部 栄太（横手） 佐藤 祥一（福川） 武藤 幸美（大館）	
	<地区行動計画推進リーダー> ◎ 嶋田 康子（秋田北） 各クラブ行動計画推進リーダー	
	<地区大会委員会> ◎ 小松 和志（大館） 〇 根田 朋武（大館南） 〇 明間 英資（大館） 〇 田山 洋平（大館） 〇 小島 茂（大館） 〇 安田 清生（大館） 笹谷 博久（大館北） 横井 弘明（大館南） 菅原 新一（大館中央）	
	<ロータリー財団委員会> ◎ 平澤 孝夫（秋田東） 〇 渡部 羊三（秋田東） 〈補助金委員会〉 〇 橋本 里花（秋田西） ◎ 渡部 羊三（秋田東） 松田 圭司（湯沢） 〈資金推進委員会／ロータリーカード推進〉 ◎ 菅森 賢雄（横手南）	
	<ロータリー平和フェロシッ委員会〉 〇 中村 博美（大館南） 〈ポリオプラス委員会〉 〇 渡部 栄太（横手） 〈資金管理委員会〉 〇 佐藤 文人（大館） 伊藤 幸雄（本荘） 〈地区恒久基金／大口寄付委員会〉 〇 菅原 訪順（大館） ポール・ハリス・ソサエティコーディネーター 平澤 孝夫（秋田東）	
	(財) ロータリー米山記念奨学会 ※ロータリー米山奨学会より任命です。 <専門委員> PDG 平澤 孝夫（秋田東）(任期 2025年9月～2026年8月)	<職業奉仕委員会> ◎ 山田 和人（大館） 〇 境 一孝（二ツ井） 今野 真保（象潟） 三浦 大英（角館） 小玉 久則（秋田港） 織山 盛二（鷹巣）
	(財) ロータリー米山記念奨学会 第2540地区 ※第2540地区より任命です。 <理事> PDG 玉木 修（秋田西）(任期 2024年9月～2026年8月)	
	<理事> PDG 宮下 正弘（秋田）(任期 2026年9月～2028年8月)	
	<評議員> PDG 柳谷 悦磨（能代）(任期 2023年9月～2027年8月)	
	社会法人 RIJYEM 第2540地区 <社員> PDG 宮下 正弘（秋田）(任期 2024年8月～2026年8月)	
	PDG 宮下 正弘（秋田）(任期 2026年8月～2028年8月)	
	<ロータリー米山記念奨学委員会> ◎ 清水 俊明（秋田西） 〇 境田 未希（秋田東） 若林 幸夫（横手） 土崎 俊成（秋田港） 伊藤 里花（秋田） 伊藤 有希（本荘）	
	<R I 国際大会推進委員会> ◎ 都 仁洙（大館） 中田 赳（秋田） 三浦 将人（潟上） 丸藤 孝雄（大曲） ◎＝委員長 ○＝副委員長	

第2540地区

2026-2027年度 土館 守ガバナー公式訪問スケジュール

7月			8月			9月			10月		
1	水		1	土		1	火	秋田西RC (昼)	1	木	能代白神RC (昼)
2	木		2	日		2	水		2	金	秋田港RC (昼)
3	金		3	月	大曲仙北RC (昼)	3	木	湯沢RC (昼)	3	土	
4	土	クラブ活性化セミナー	4	火		4	金	秋田中央RC (昼)	4	日	
5	日		5	水	田沢湖RC・角館RC (夜)	5	土		5	月	大館中央RC (昼)
6	月		6	木	大曲南RC (昼)	6	日		6	火	秋田北RC (昼)
7	火		7	金		7	月		7	水	男鹿RC (昼)
8	水		8	土		8	火	男鹿北RC (昼)	8	木	鷹巣RC (昼)
9	木		9	日		9	水	象潟RC (昼)	9	金	
10	金		10	月		10	木	秋田南RC (昼)	10	土	
11	土		11	火	山の日	11	金		11	日	
12	日		12	水		12	土		12	月	スポーツの日
13	月		13	木		13	日	RLI Part 1	13	火	花輪RC (昼)
14	火		14	金		14	月		14	水	
15	水		15	土		15	火	二ツ井RC (昼)	15	木	十和田秋田RC (昼)
16	木		16	日		16	水	山本RC (昼)	16	金	
17	金	本荘RC (昼)	17	月		17	木	横手東RC (昼)	17	土	
18	土		18	火		18	金		18	日	
19	日		19	水		19	土		19	月	
20	月	海の日	20	木		20	日		20	火	
21	火	矢島RC (昼)	21	金		21	月	敬老の日	21	水	
22	水		22	土	インターアクトクラブ 年次大会	22	火	国民の休日	22	木	大館RC・大館北RC 大館南RC (夜)
23	木	本荘南RC (昼)	23	日		23	水	秋分の日	23	金	
24	金		24	月	秋田東RC (昼)	24	木		24	土	
25	土		25	火	横手南RC (昼) 西馬音内RC・稲川RC 湯沢南RC (夜)	25	金	能代RC (昼)	25	日	
26	日		26	水	横手RC (昼)	26	土		26	月	
27	月	本荘東RC (昼)	27	木	五城目RC (昼)	27	日		27	火	
28	火	大曲RC (昼)	28	金		28	月		28	水	
29	水	大曲中央RC (昼)	29	土	ファシリテーター会議	29	火	潟上RC (昼)	29	木	
30	木		30	日		30	水	秋田RC (昼)	30	金	
31	金		31	月					31	土	

2026-2027年度 創立記念式典（予定）

クラブ	式典開催日	会場	周年
湯沢 R C	2026年10月31日(土)	湯沢グランドホテル	70周年
秋田中央 R C	2026年11月21日(土)	ホテルメトロポリタン秋田	35周年
大曲南 R C	2027年1月～6月を予定	大曲エンパイヤホテル	60周年

第2540地区 2026-2027年度 地区主要行事・予定表

行事名	会場及び開催日	HC	出席対象者 (地区役員を除く)		参考予定
ラーニング・ ファシリテーター 会議			今年度は会議予定なし		
地区チーム・ ラーニング セミナー (DTLS)	大館市 北秋くらぶ	HC大館	2025-26 ガバナー補佐 2025-26 地区委員長・地区役員含 2026-27 ガバナー補佐 2026-27 地区委員長 財務委員長・会計長・HC会長・幹事		12時～12時45分 国際協議会報告会 (昼食含)
	2026年 2月21日(土)	Co-HC 花輪 十和田秋田			13時～16時 セミナー 懇親会
会長エレクト・ ラーニング セミナー (PELS)	大館市 プラザ杉の子	HC大館	地区	2026-27 ガバナー補佐 2026-27 地区委員長	13時～セミナー 17時 懇親会
	2026年 4月18日(土)	Co-HC 大館中央 鷹巣	クラブ	2026-27 会長・幹事	
クラブ・リーダー シップ・ラーニング セミナー (CLLS)	大館市 プラザ杉の子	HC大館	地区	2026-27 ガバナー補佐 2026-27 地区委員長・委員	10時30分 研修・協議会 懇親会有り
	2026年 5月23日(土)	Co-HC 大館北 大館南	クラブ	2026-27 会長・幹事 委員長・委員 新会員	
クラブ活性化 セミナー	大館市 プラザ杉の子	HC大館	地区	2026-27 ガバナー補佐 (関係する)地区委員長・委員	13時30分～ セミナー 16時45分～ 懇親会予定
	2026年 7月4日(土)	Co-HC 花輪 十和田秋田	クラブ	2026-27 会長・幹事 委員長・委員 新会員	
ポリオデー	未定				
地区大会 (大館市)	大館市 研修・晩餐会:プラザ杉の子 2026年 11月7日(土)	HC大館 Co-HC 花輪 鷹巣 大館北 十和田秋田	全 員		懇親会有り
	本会議:ほくしか鹿鳴ホール 懇親会:プラザ杉の子 2026年11月8日(日)	大館南 大館中央			
ガバナー エレクト 壮行会	大館市	HC大館	地区	2026-27 ガバナー補佐 2027-28 ガバナー補佐 2027-28 地区委員長	懇親会有り ※壮行会当日財 団セミナー開催 予定
	プラザ杉の子	Co-HC 大館中央 鷹巣	クラブ	2027-28 会長・幹事	

2026-2027年度 地区一般会計 予算書

【収入の部】									
項 目	2023-2024決算	2024-2025予算	2024-2025決算	2025-2026予算	2026-2027予算	前年予算比	26-27年度備考		
前年度繰越金	33,375,256	24,280,636	34,276,207	24,281,235	24,007,627	△ 273,608			
地区運営費	23,914,000	24,728,000	24,464,000	26,078,000	25,168,000	△ 910,000			
・地区資金：上期	12,012,000	12,320,000	12,177,000	12,320,000	12,430,000	110,000	1130 名 *11,000 円		
・地区資金：下期	11,902,000	12,320,000	12,287,000	12,540,000	12,650,000	110,000	1150 名 *11,000 円		
衛星クラブ地区資金：上期		44,000	44,000	44,000	44,000	0	8名 *5,500 円		
衛星クラブ地区資金：下期		44,000	44,000	44,000	44,000	0	8名 *5,500 円		
RI活動：上期	1,021,020	1,218,099	1,218,099	1,433,894	1,597,752	163,858	1 万ドル相当		
RI活動：下期						0			
雑収入	1,935	100	45,277	100	50,000	49,900	預金利息		
前年度繰越金より特別繰入金				2,000,000	0	△ 2,000,000			
国際奉仕プロジェクト基金				1,000,000	1,000,000	0	青少年交換留学事業が実施された場合のみ		
寄付金	1,000,000		1,000,000		0	0			
合計①	25,936,955	25,946,199	26,815,376	29,381,994	27,815,752	△ 1,566,242			
収入の部 合計	59,312,211	50,226,835	61,091,583	53,663,229	51,823,379	△ 1,839,850			

【支出の部】									
項 目	2023-2024決算	2024-2025予算	2024-2025決算	2025-2026予算	2026-2027予算	前年予算比			
行事助成金	7,666,018	5,470,000	5,542,038	5,900,000	5,700,000	△ 200,000			
① ・地区大会	5,689,782	3,600,000	4,109,066	4,000,000	3,600,000	△ 400,000	PG 宿泊費変更による減額		
② ・クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー (CLIS)	480,099	400,000	497,107	400,000	500,000	100,000	地区資金運営要項による		
③ ・インターシティミーティング	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	0	同上		
④ ・ガバナーエレクト出代会	182,931	170,000	113,511	200,000	200,000	0	同上		
⑤ ・地区チーム・ラーニングセミナー (DTLS)	165,683	200,000	175,979	200,000	200,000	0	同上		
⑥ ・会長エレクト・ラーニングセミナー (PELS)	398,112	400,000	348,796	400,000	400,000	0	同上		
・インターアクト・ローターアクト大会	287,248	300,000	0	300,000	300,000	0			
⑦ ・クラブ活性化セミナー (合同セミナー)	162,163	100,000	△ 2,421	100,000	200,000	100,000	地区資金運営要項による (変更有)		
⑧ 表彰費	375,050	400,000	335,900	400,000	300,000	△ 100,000	出来るだけ簡素化		
⑨ 記念品代	400,000	400,000	400,000	400,000	0	△ 400,000			
・ガバナー退任記念	200,000	200,000	200,000	200,000	0	0	地区資金運営要項により削除 (表彰費の中で)		
・ガバナーエレクト国際協議会経別	200,000	200,000	200,000	200,000	0	△ 200,000	同上		
⑩ 刊行費	540,430	1,100,000	1,182,005	1,300,000	1,326,000	26,000	地区資金運営要項により削除 (表彰費の中で)		
・地区刊行費	268,950	800,000	813,535	800,000	900,000	100,000	地区便覧+年次報告書+月信1万×12		
・SNS 維持管理費					66,000	66,000	@5,500*12(ライソ)		
・ホームページ維持費	271,480	300,000	368,470	500,000	360,000	△ 140,000	@30,000*12		
奉仕活動助成費	3,026,700	3,600,000	3,720,749	4,100,000	2,950,000	△ 1,150,000			
⑪ ・ガバナーエレクト活動助成金	980,490	1,000,000	1,120,749	1,000,000	1,000,000	0	★@5万*7人+@1万*40クラブ		
⑫ ・ガバナー補佐活動助成金	546,210	600,000	600,000	600,000	750,000	150,000	日本人多地区合同ナイトは個人負担		
⑬ ・国際大会出席補助金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	△ 1,000,000	地区資金運営要項による (変更有)		
⑭ ・国際協議会出席補助金	500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,200,000	200,000			
・奉仕活動助成金	0			500,000	0	△ 500,000			
運営会議費	873,308	520,000	466,110	770,000	790,000	20,000			
⑮ ・ロータリー研究会補助金	340,670	200,000	288,770	200,000	400,000	200,000	G,GE,GN 以外は登録料のみ		

⑯	・地区諮問委員会会議費	217,719	100,000	89,665	100,000	100,000	0	
	・ガバナー補佐会議費	21,594	80,000	0	180,000	0	△ 180,000	G 又は G 補佐活動費で対応
⑰	・規定審議会出席積立	150,000			150,000		0	
⑱	・RIJYM 保険料	79,170	90,000	87,675	90,000		0	
	・その他運営会議費	64,155	50,000	0	50,000	50,000	0	
⑲	委員会活動費	1,848,557	3,040,000	790,836	5,200,000	4,665,000	△ 535,000	委員会事業により大幅増額あり。基本会議費
⑲-1	・地区成長戦略計画委員会	74,898	60,000	62,900	140,000	150,000	10,000	行動計画事業含む
⑲-2	・会員拡大増強委員会	220,708	120,000	199,521	120,000	200,000	80,000	グループ協議会 x 3回
⑲-3	・DEI 行動計画推進委員会	0	50,000	23,719	50,000	0	△ 50,000	委員会無し
	・公共イメージ委員会 (旧広報)	0	380,000	0	250,000	200,000	△ 50,000	ポリオデーの予算減
	・職業奉仕委員会	8,320	60,000	0	300,000	50,000	△ 250,000	
	・社会奉仕委員会	0	50,000	0	50,000	350,000	300,000	減塩運動
	・国際奉仕委員会	0	200,000	0	200,000	100,000	△ 100,000	
⑲-4	・ローターアクト委員会	108,610	170,000	10,000	200,000		△ 200,000	青少年委員会に含む
⑲-5	・インターアクト委員会	49,246	200,000	1,787	500,000	550,000	50,000	インターアクト大会別枠
⑲-6	・青少年交換プログラム委員会	589,805	400,000	18,955	600,000	510,000	△ 90,000	ロータリー研究会別枠
⑲-7	・青少年奉仕委員会		70,000	28,937	1,070,000	225,000	△ 845,000	RYLA は大会予算の中で
	・(IT 推進委員会)(RYLA 委員会)		180,000	0	50,000	0	△ 50,000	委員会無し
	・行動計画推進委員会				50,000	0	△ 50,000	委員会無し
⑲-8	・ロータリー財団委員会	154,677	150,000	125,833	150,000	150,000	0	
⑲-9	・ロータリー-米山記念奨学委員会・ロータリー-学友委員会	39,308	170,000	4,880	170,000	150,000	△ 20,000	米山本部より支援有り
⑲-10	・RI 委員会	506,219	420,000	219,503	600,000	600,000	0	
	・ロータリーの友委員会	0	50,000	0	50,000	50,000	0	R の友本部より交通費支援有り
⑲-11	・RI 国際大会推進委員会	0	100,000	1,980	200,000	30,000	△ 170,000	
⑲-12	・地区大会委員会	21,205	100,000	28,000	100,000	100,000	0	
⑲-13	・監査委員会	35,024	50,000	38,511	50,000	50,000	0	
⑲-14	・危機管理委員会	32,807	60,000	26,310	100,000	100,000	0	
	・予備費	7,730			200,000	1,100,000	900,000	青少年交換が実施の場合、100 万支出
⑳	交通費・宿泊費・登録料	411,317	1,000,000	1,926,676	1,200,000	1,000,000	△ 200,000	各委員会の地区外研修費含む
	ガバナー事務所費	6,160,655	6,500,000	6,176,741	6,500,000	6,500,000	0	
㉑	・ガバナー活動助成費	2,460,963	2,500,000	2,990,605	2,500,000	2,000,000	△ 500,000	(減額)
㉒	・ガバナー事務所助成金	3,699,692	4,000,000	3,186,136	4,000,000	4,500,000	500,000	★地区資金運営要項による (変更有)
	小計 (ア)	21,302,035	22,030,000	20,541,055	25,770,000	23,231,000	△ 2,539,000	
㉓	ロータリー文庫運営協力金	221,440	224,000	223,300	224,000	339,000	115,000	★@300*1130
㉔	ガバナー会運営協力金	221,440	224,000	222,500	224,000	226,000	2,000	★@200 → @300 総額の動き有り
㉕	RI 日本支部登録料		30,000	30,000	30,000	30,000	0	新設
㉖	平和奨学生支援金	16,395	33,600	16,695	33,600	17,000	△ 16,600	
㉗	RIJYM 維持活動費	221,440	224,000	222,500	224,000	224,000	0	
㉘	ガバナーエレフト事務所費	3,040,494	3,100,000	3,098,584	3,100,000	3,600,000	500,000	★地区資金運営要項による (変更有)
㉙	予備費	12,760	80,000	16,940	50,000	100,000	50,000	
	小計 (イ)	3,733,969	3,915,600	3,830,519	3,885,600	4,536,000	650,400	
	合計 ㉑ (小計 (ア) + (イ))	25,036,004	25,945,600	24,371,574	29,655,600	27,767,000	△ 1,888,600	
	単年度繰越金 (合計 ㉑-㉖)	900,951	599	2,443,802	△ 273,606	48,752	322,358	
	災害時対応基金へ繰入			1,000,000			0	
	繰越金	34,276,207	24,281,235	35,720,009	24,007,629	24,056,379	48,750	
	支出の部 合計	59,312,211	50,226,835	61,091,583	53,663,229	51,823,379	△ 1,839,850	

☆ 各委員会の事業が予算をオーバーした場合は、予備費及び委員会全体の予算の中で補う。

2026-2027年度 RI第2540地区 ロータリークラブ名簿《北グループ》

区分	クラブ 例会曜日 創立年月日	会 幹 事	例会場 TEL・FAX	事務所 TEL・FAX・Email
大館 鹿角 7	大館 (水)12:00 1956年6月15日	おばた しんいち 小畑 新一 さとう しづこ 佐藤 志津子	〒017-0847 大館市幸町15-6 北秋くらぶ TEL：0186-42-2033/FAX：0186-42-2031	〒017-0012 大館市釈迦内字家後29-13 協同組合大館総合卸センター 内 TEL：0186-48-3561/FAX：0186-48-3591 ri-odate2@ymail.plala.or.jp
	花輪 (火)12:00 1960年12月11日	いしどりや まさと 石鳥谷 雅人 うわの こうへい 上野 康平	〒018-5201 鹿角市花輪字下中島112 ホテル茅茹荘 TEL：0186-23-3126/FAX：0186-22-1044	〒018-5201 鹿角市花輪字柳田36番地 鹿角地方職業能力開発協会 内 TEL：0186-22-1557/FAX：0186-22-1557 hanawa-rc@ink.or.jp
	鷹巣 (木)12:30 1964年6月29日	さ さ き たかのり 佐々木 孝憲 くろさわ よしひこ 黒澤 芳彦	〒018-3312 北秋田市花園10-5 北秋田市民ふれあいプラザコムコム TEL：0186-62-1130/FAX：0186-62-1669	〒018-3314 北秋田市伊勢町20-33 TEL：0186-62-9229/FAX：0186-62-9229 takanosu.rc@gmail.com
	大館北 (木)12:30 1965年3月25日	なみおか ひろひで 浪岡 博英 まつお ひでまさ 松尾 秀正	〒017-0847 大館市幸町15-6 北秋くらぶ TEL：0186-42-2033/FAX：0186-42-2031	〒017-0012 大館市釈迦内字家後29-13 協同組合大館総合卸センター 内 TEL：0186-48-3561/FAX：0186-48-3591 ri-odate@sea.plala.or.jp
	十和田秋田 (木)12:30 1966年5月7日	や え が し まなぶ 八重樫 學 やなぎさわ まこと 柳沢 誠	〒018-5421 鹿角市十和田大湯字中谷地5-1 ホテル鹿角 TEL：0186-30-4111/FAX：0186-37-4000	〒018-5334 鹿角市十和田毛馬内字毛馬内7 コナカード協同組合 内 TEL：0186-30-3939/FAX：0186-30-3939 infokonan@yahoo.co.jp
	大館南 (火)12:30 1979年6月17日	かわい ゆうすけ 川井 祐介 いとう こうじ 伊藤 幸二	〒017-0847 大館市幸町15-6 北秋くらぶ TEL：0186-42-2033/FAX：0186-42-2031	〒017-0012 大館市釈迦内字家後29-13 協同組合大館総合卸センター 内 TEL：0186-48-3561/FAX：0186-48-3591 ri-odate4@ymail.plala.or.jp
	大館中央 (月)12:30 1993年7月25日	くどう けんいち 工藤 賢一 いとう さきお 伊藤佐喜夫	〒017-0055 大館市字沼館道上91 秋北電機工業(株) TEL：0186-42-7275/FAX：0186-45-1552	〒017-0055 大館市字沼館道上91 秋北電機工業(株) TEL：0186-42-7275/FAX：0186-45-1552 ri2540odatechuo@gmail.com
能代 鹿 8	能代 (金)12:30 1960年1月15日	こん しげひろ 近 茂寛 えちぜん あやこ 越前 文子	〒016-0825 能代市柳町9-23 プラザ都 TEL：0185-54-2244/FAX：0185-54-2247	〒016-0825 能代市柳町9-23 プラザ都 内 TEL：090-6223-1114/FAX：0185-55-1285 noshiro.rotary@gmail.com
	男鹿 第1・3(水)18:00 1963年2月3日	みうら あけみ 三浦 明美 ささぶら のぶこ 笹渕 信子	〒010-0511 男鹿市船川港船川字栄町107-1 OKビル2階2号室	〒010-0511 男鹿市船川港船川字芦沢140-1 (有)小野工業所 内 TEL：0185-24-4515/FAX：0185-23-2854 ono-k@ec3.technowave.ne.jp
	二ツ井 (土)12:00 1964年11月7日	さかい かずなり 境 一孝	〒018-3102 能代市二ツ井町小繋字泉20 (株)ヘルスセンターきみまち阪壹の座 TEL：0185-73-3925/FAX：0185-74-5939	〒018-3102 能代市二ツ井町小繋字泉20 (株)ヘルスセンターきみまち阪壹の座 内 TEL：0185-73-3925/FAX：0185-74-5939 r_ichinokura@ybb.ne.jp
	五城目 (木)12:30 1965年5月20日	かわむら こういち 川村 公一 やぎした しんぜん 八木下 真全	〒018-1706 南秋田郡五城目町字下夕町248 グリーンロイヤル丸富 TEL：018-852-2140/FAX：018-852-4049	〒018-1705 南秋田郡五城目町字下夕町179 (宗)高性寺 内 八木下 真全 TEL：018-852-3821/FAX：018-852-3993 sannousan@yahoo.co.jp
	潟上 (火)12:00 1968年5月18日	すがわら すすむ 菅原 進 さ さ き りゅうた 佐々木 竜太	〒018-1415 潟上市昭和豊川竜毛字山ノ下1-1 ブルーメッセあきた TEL：018-855-5041/FAX：018-855-5045	〒018-1415 潟上市昭和豊川竜毛字山ノ下1-1 昭和総合開発(株)ブルーメッセあきた 内 TEL：018-855-5041/FAX：018-855-5045 sawai-d@blume-messe.com
	男鹿北 (火)19:00 1970年6月19日	こばやし はじめ 小林 一 か が や ひろお 加賀谷 博雄	〒010-0687 男鹿市北浦湯本字草木原50-1 セイコーグランドホテル TEL：0185-33-2131/FAX：0185-33-3716	〒010-0687 男鹿市北浦湯本字草木原50-1 セイコーグランドホテル 内 TEL：0185-33-2131/FAX：0185-33-3716 info@oga-seiko.com
	山本 (水)12:30 1973年10月6日	こだま たかひさ 児玉 高久 いとう てつたろう 伊藤 鉄太郎	〒018-2303 山本郡三種町森岳字木戸沢 115-72 森岳温泉ホテル TEL：0185-83-5522/FAX：0185-83-5524	〒018-2303 山本郡三種町森岳字町尻50-5 (株)児玉商会 内 TEL：090-4043-4840/FAX：0185-83-4863 yamamoto2540jimu@yahoo.co.jp
	能代白神 (木)12:30 1996年10月5日	みやこし かずや 宮腰 一也 わかさ としはる 若狭 敏春	〒016-0891 能代市西通町3-6 シャトー赤坂 TEL：0185-54-3690/FAX：0185-55-1623	〒016-0811 能代市日吉町8-6 (有)宮長材木店 内 TEL：0185-52-6060/FAX：0185-52-2445 noshiro-shirakami-rotaryclub@1st-page.info

2026-2027年度 RI第2540地区 ロータリークラブ名簿《中央グループ》

区分	クラブ 例会曜日 創立年月日	会長 幹事	例会場 TEL・FAX	事務所 TEL・FAX・Email
秋 田 7	秋 田 (水)12:30 1952年10月28日	まつむら よしやす 松村 譲裕 さとう けんたろう 佐藤 健太郎	〒010-0001 秋田市中通1丁目3-5 秋田キャッスルホテル TEL：018-834-1141/FAX：018-834-5588	〒010-0001 秋田市中通1丁目3-5 秋田キャッスルホテル305-A TEL：018-836-3711/FAX：018-836-4040 akita-rc@sage.ocn.ne.jp
	秋田東 (月)12:30 1959年3月9日	さくらば はるき 櫻庭 春樹 わたなべ ともし 渡部 智樹	〒010-8530 秋田市中通7丁目2-1 ホテルメトロポリタン秋田 TEL：018-831-2222/FAX：018-831-2290	〒010-8530 秋田市中通7丁目2-1 ホテルメトロポリタン秋田 内 TEL：018-853-0137/FAX：018-853-0139 akita-e@helen.ocn.ne.jp
	秋田港 (金)12:30 1963年9月27日	みうら ようじ 三浦 洋次 いとう しげき 伊藤 茂樹	〒011-0945 秋田市土崎港西1-9-1 道の駅秋田港 ポートタワーセリオン TEL：018-857-3381/FAX：018-857-3384 〒010-0001 秋田市中通1丁目3-5 秋田キャッスルホテル TEL：018-834-1141/FAX：018-834-5588	〒011-0946 秋田市土崎港中央1-7-18 第7ポニーコーボ35号室 TEL：018-853-6461/FAX：018-853-6462 a-minato@sea.plala.or.jp
	秋田北 (火)12:30 1970年9月15日	にいずみ ひろとも 新泉 博智 みうら たかのぶ 三浦 崇暢	〒010-0001 秋田市中通1丁目3-5 秋田キャッスルホテル TEL：018-834-1141/FAX：018-834-5588	〒010-0001 秋田市中通1丁目3-5 秋田キャッスルホテル 内 TEL：018-833-4147/FAX：018-831-7301 akita-n@lilac.plala.or.jp
	秋田南 (木)12:30 1980年3月8日	さとう まもる 佐藤 守 くまがい はやと 熊谷 勇人	〒010-0001 秋田市中通1丁目3-5 秋田キャッスルホテル TEL：018-834-1141/FAX：018-834-5588	〒010-0001 秋田市中通1丁目3-5 秋田キャッスルホテル 3F TEL：018-838-1764/FAX：018-838-1765 akitaminami198038@bz03.plala.or.jp
	秋田中央 (金)12:30 1991年7月13日	あべ だいすけ 阿部 大助 よしだ ひかる 吉田 光	〒010-8530 秋田市中通7丁目2-1 ホテルメトロポリタン秋田 TEL：018-831-2222/FAX：018-831-2290	〒010-8530 秋田市中通7丁目2-1 ホテルメトロポリタン秋田 内 TEL：018-831-3331/FAX：018-831-3332 akitachuo@rio.odn.ne.jp
	秋田西 (火)12:30 最終週は休会 1996年6月11日	くさなぎ こうへい 草薙 康平 ひらつか こうじ 平塚 幸嗣	〒010-0001 秋田市中通6丁目1-13 パーティーギャラリーイヤタカ TEL：018-835-1188/FAX：018-835-1110	〒010-0001 秋田市中通6丁目15-13 サウスアヴェニュー-KG306号 TEL：080-6009-5109/FAX：018-893-6427 ri2540-akitawest@w4.dion.ne.jp
秋 田 2	秋田北ミモザロータ リー衛星クラブ 第2・4(水)13:00 2022年7月22日	いとう れいこ 伊藤 礼子 よしだ ゆりこ 吉田 百合子	〒011-0945 秋田市土崎港西1-10-45 秋田ベイパラダイス TEL：018-816-0710/FAX：018-816-0715	〒011-0945 秋田市土崎港西1-10-45 TEL：018-816-0710 yasuko@hinode-akita.com
	秋田ローター アクトクラブ 2019年12月19日	いいむれ さとみ 飯牟禮 叡美 さの こうだい 佐野 宏大	オンライン例会	〒010-0001 秋田市中通1丁目3-5 秋田キャッスルホテル305A TEL：018-836-3711/FAX：018-836-4040 akita-rc@sage.ocn.ne.jp
本 荘 に か ほ 5	本 荘 (金)12:30 1962年1月26日	こう けいた 後藤 敬太 おおしろ よしあき 大城 慶明	〒015-0817 由利本荘市中町16 小園旅館 TEL：0184-22-3333/FAX：0184-24-3773	〒015-0072 秋田県由利本荘市裏尾崎町55番地4 株式会社スダキ商事 本荘パソコンスクール内 TEL：0184-44-8021/FAX：0184-44-8031 honjo.rotaryclub@gmail.com
	矢 島 (火)12:30 1966年9月25日	おおひ ひとし 大井 仁史 たかはし よしみ 高橋 由美	〒015-0404 由利本荘市矢島町七日町字羽坂64-1 日新館 TEL：0184-56-2203	〒015-0417 由利本荘市矢島町元町字大川原225 TEL：0184-55-2904/FAX：0184-55-2904 line_up_ksak@yahoo.co.jp
	象 潟 (水)12:30 1968年8月4日	くまがい あたる 熊谷 中 こんの まさやす 今野 眞保	〒018-0122 にかほ市象潟町字大塩越73-1 道の駅 ねむの丘 TEL：0184-32-5588/FAX：0184-32-5677	〒018-0122 にかほ市象潟町象潟島2 宗教法人 蛸満寺 内 TEL：0184-43-3153/FAX：0184-74-9178 snow.kisakata.jimu@gmail.com
	本荘東 (月)12:30 1980年3月9日	すずき まさお 鈴木 正男 いのまた はるお 猪股 春夫	〒015-0821 由利本荘市肴町5 ホテルアイリス TEL：0184-24-5115/FAX：0184-24-5120	〒015-0873 由利本荘市鶴沼87-4 (株) 佐々木新聞店内 TEL：0184-24-4321/FAX：0184-44-8264 honjohigashi.rc@gmail.com
	本荘南 (木)12:30 1992年5月12日	ほんま さとし 本間 諭 きのうち たづこ 木内 多津子	〒015-0834 由利本荘市岩瀬下254 本荘グランドホテル TEL：0184-23-4545	〒015-0836 由利本荘市赤沼下207-5 本内様 方 TEL：080-1615-0945/FAX：0184-22-8404 rotary-honjo.south@outlook.jp

2026-2027年度 RI 第2540地区ロータリークラブ名簿《南グループ》

区分	クラブ 例会曜日 創立年月日	会 長 幹 事	例 会 場 TEL ・ FAX	事 務 所 TEL・FAX・Email
大 曲 仙 北 6	大 曲 (火)12:30 月最終18:00 1959年2月24日	かまだ しゅん 鎌田 俊 くぼた けんいちろう 久保田 健一郎	〒014-0051 大仙市大曲浜町 7-39 グランドノレス川端 TEL: 0187-62-0354 / FAX: 0187-63-0354	〒014-0011 大仙市富士見町 8-14 税理士法人ライゼル TEL: 0187-62-2661 / FAX: 0187-62-1952 rc-omagari@bz04.plala.or.jp
	角 館 (水)12:30 月最終18:00 1959年5月10日	おおさわ よしゆき 大澤 佳之 さとう たけし 佐藤 健	〒014-0351 仙北市角館町古城山 18-12 グランドールガーデン TEL: 0187-55-2600 / FAX: 0187-55-2662	〒014-0351 仙北市角館町古城山 18-12 グランドールガーデン 内 TEL: 0187-55-2600 / FAX: 0187-55-2662 info@grandeaille-g.jp
	大曲南 (木)12:30 月最終18:00 1966年12月6日	つじ たくや 辻 卓也 たんの みつまさ 丹野 光政	〒014-0015 大仙市大曲白金町 8-17 大曲エンパイヤホテル TEL: 0187-63-1131 / FAX: 0187-63-5277	〒014-0015 大仙市大曲白金町 8-17 大曲エンパイヤホテル 内 TEL: 0187-63-1131 / FAX: 0187-63-5277 empire@gamma.ocn.ne.jp
	大曲中央 (水)12:30 月3回 月最終18:00 1989年8月20日	とがし りゅうき 富樫 龍紀 しぶや ともゆき 渋谷 智之	〒014-0051 大仙市大曲浜町 7-39 グランドノレス川端 TEL: 0187-62-0354 / FAX: 0187-63-0354	〒014-0054 大仙市大曲金谷町 16-6 高橋絢子内 TEL: 0187-62-4144 / FAX: 0187-62-4144 ako-kyoku-2039@abelia.ocn.ne.jp
	田沢湖 第1・第3 (火)18:30 1993年6月27日	たぐち ひさよし 田口 寿宜 いとう かつのり 伊藤 勝徳	〒014-1201 仙北市田沢湖生保内字水尻 79 割烹 桃屋 TEL: 0187-43-0031 / FAX: 0187-49-6030	〒014-1201 仙北市田沢湖生保内字水尻 79 割烹 桃屋 内 TEL: 0187-43-0031 / FAX: 0187-49-6030
	大曲仙北 (月)12:30 第3のみ18:30 1993年8月22日	たぐち けんじゅ 田口 憲樹 いおかもり くみこ 伊岡森 久美子	〒014-0027 大仙市大曲通町 8-15 大曲プラザ たつみ TEL: 0187-63-0537 / FAX: 0187-63-0660	〒014-0027 大仙市大曲通町 8-15 大曲プラザ たつみ 内 TEL: 0187-63-0537 / FAX: 0187-63-0660
横 手 3	横 手 (水)12:30 1957年12月17日	かい た かずゆき 飼田 一之 いずみ まさゆき 和泉 正之	〒013-0036 横手市駅前町 7-7 横手駅前温泉ゆうゆうプラザ TEL: 0182-32-7777 / FAX: 0182-32-0900	〒013-0036 横手市駅前町 6-33 横手商工会議所内 TEL: 0182-32-1170 / FAX: 0182-33-5642 yokoteRC@yokotecci.or.jp
	横手南 (火)12:30 1965年6月1日	かしお ただし 檜尾 正 てらた はじめ 寺田 創	〒013-0035 横手市平和町 4-2 (株) 松興会館 TEL: 0182-32-2101 / FAX: 0182-32-2104	〒013-0035 横手市平和町 4-2 (株) 松興会館 TEL: 0182-32-2101 / FAX: 0182-32-2104 yokoteminamirc@gmail.com
	横手東 (木)12:30 1986年6月21日	あさくら かずや 朝倉 和也 やまだ しゅんいち 山田 春一	〒013-0036 横手市駅前町 6-33 よこてシャイニーノレス TEL: 0182-32-4141	〒013-0821 横手市上境字館 16 TEL & FAX: 0182-36-1388 yokoteerc@gmail.com
湯 沢 羽 後 4	湯 沢 (木)12:30 1957年2月14日	うえの さだゆき 上野 定之 かどわき みのる 門脇 稔	〒012-0845 湯沢市材木町 1-1-1 湯沢グランドホテル TEL: 0183-72-3030 / FAX: 0183-72-3080	〒012-0845 湯沢市材木町 1-1-57 TEL: 0183-56-8150 / FAX: 0183-56-8151 yuzawa-rc@bloom.ocn.ne.jp
	西馬音内 (水)12:30 1966年1月27日	さとう こういち 佐藤 孝一 あべ さとる 安倍 聡	〒012-1131 雄勝郡羽後町西馬音内字中野 11-15 割烹 丸二 TEL: 0183-62-1223	〒012-1131 雄勝郡羽後町西馬音内字裏町 71 NPO 法人みらいの学校内 TEL: 0183-56-7192 / FAX: 0183-56-7150 nishimonai.rotary@gmail.com
	湯沢南 (火)12:30 1966年5月14日	みやはら いくお 宮原 育郎 たかはし だいすけ 高橋 大輔	〒012-0844 湯沢市田町 2-2-38 湯沢ロイヤルホテル TEL: 0183-72-2131 / FAX: 0183-72-2137	〒012-0845 湯沢市田町 2-2-38 湯沢ロイヤルホテル 内 TEL: 0183-72-2131 / FAX: 0183-72-2137 yuzawaminam@gmail.com
	稲 川 (月)12:15 1981年2月22日	くつざわ まさお 沓澤 正雄 さいとう としのり 齋藤 俊則	〒012-0106 湯沢市三梨町字烏帽子橋 6 (有) 小松谷会館 TEL: 0183-42-4911 / FAX: 0183-42-4194	〒012-0106 湯沢市三梨町字烏帽子橋 6 (有) 小松谷会館 TEL: 0183-42-4911 / FAX: 0183-42-4194 Inakawa2540@outlook.jp

2026-2027 年度 衛星クラブ

(2026 年 7 月現在)

名 称	スポンサーRC	設立年月日	事務所住所
秋田北ミモザ ロータリー衛星クラブ	秋田北RC	2022年 7月22日	〒010-0945 秋田市土崎港西1-10-45 TEL:018-816-0710

2026-2027年度 ローターアクトクラブ(RAC)

(2026 年 7 月現在)

名 称	スポンサー RC	設立年月日	事務所住所
秋田ローターアクト クラブ	秋田RC	2019年 12月19日	〒010-0001 秋田市中通1丁目3-5 秋田キャッスルホテル305A

2026-2027年度 インターアクトクラブ(IAC)一覧

(2026 年 7 月現在)

名 称	スポンサー RC	創立年月日	事務所住所
平成高等学校	横手RC	1967年 12月7日	〒013-0101 横手市平鹿町上吉田字角掛60
角館高等学校	角館RC	1978年 6月16日	〒014-0355 仙北市角館町細越37
秋田令和高等学校	秋田RC	1978年 7月26日	〒010-0877 秋田市千秋矢留町4-17
大館国際情報学院高等学校	大館・大館北 大館南・大館中央	2005年 6月6日	〒017-0052 大館市松木字大上25-1
五城目高等学校	五城目RC	2010年 4月10日	〒018-1732 南秋田郡五城目町大川西野字田屋下100
西仙北高等学校	大曲RC	2022年 11月7日	〒019-2112 大仙市刈和野字北ノ沢嶋山5-1

(財)ロータリー米山記念奨学会
第2540地区 2026学年度 奨学生名簿

大学名	専攻	氏名	国籍	世話クラブ
秋田大学	物質科学	チャン タン ルック	ベトナム	大曲
秋田大学	物資科学	タ ティ フォン	ベトナム	潟上
国際教養大学	国際教養	申 街喜 (シン カヒ)	韓国	湯沢
国際教養大学	発信力実践領域	デスメット, ジュリー ハイディ	ベルギー	秋田東
秋田県立大学	総合システム工学	王 馨茁 (オウ ケイチュツ)	中国	本荘
秋田大学	機械工学コース	李 宗杭 (リ シュウコウ)	中国	秋田南
秋田大学	資源政策コース	セルビナ, アリーナ	ウクライナ	秋田西
秋田大学	機械工学コース	グエン, ヴァン フン	ベトナム	秋田
秋田大学	機械工学コース	リユー, ニュット ティエン	ベトナム	秋田中央
秋田大学	資源開発環境学	ホロブニャ, アナスターシャ	ウクライナ	秋田港

姉妹・友好クラブ締結 一覧

○姉妹クラブ

クラブ名	姉妹クラブ名	国または県	地区番号
花 輪	秋田西	秋 田	2540
大 館 南	上市	富 山	2610
潟 上	宜蘭	台 湾	3490
秋 田	台北大同	台 湾	3482
秋 田	Nkwazi (ンクワジ)	ザンビア	9210
角 館	大村	長 崎	2740

○友好クラブ

クラブ名	友好クラブ名	国または県	地区番号
大 館	常陸太田	茨 城	2820
花 輪	千葉西	千 葉	2790
大 館 北	弘前	青 森	2830
十 和 田 秋 田	黒石	青 森	2830
能 代	八戸	青 森	2830
男 鹿	浦和北東	埼 玉	2770
潟 上	本荘東	秋 田	2540
本 荘	横浜北	神 奈 川	2590
矢 島	高松西	香 川	2670
本 荘 東	宜蘭東	台 湾	3490
本 荘 東	潟上	秋 田	2540
本 荘 東	本庄	埼 玉	2570
横 手	八戸	青 森	2830
横 手 南	春日部	埼 玉	2770
横 手 南	台北華陽	台 湾	3520
横 手 南	高崎セントラル	群 馬	2840

国際ロータリー関係及び地区への送金先

項目	金額	基準日	納付期限	報告先	送金先
※人頭分担金	半期 42.75ドル×7月1日会員数	7月1日	クラブ 請求書から 120日以内	国際ロータリー 日本事務局 経理室	三井住友銀行 新宿通支店 (普) 6733244 国際ロータリー 日本事務局 (ロータリーカード、 又はその他クレジット カードでの支払いも可能)
	半期 42.75ドル×1月1日会員数	1月1日			
※比例人頭分担金 (毎月2日以降入会者)	[42.75÷6×在籍月数] ドル ※請求書通りお支払い下さい	入会翌月 より起算			
Rotary誌 (旧The Rotarian誌) 購読料 (購入希望者のみ)	半期18ドル (冊子版) 年間18ドル (電子版)	7月1日 1月1日			
※規定審議会の為の 追加人頭分金	1,000ドル×7月1日会員数 上期のみ	7月1日			
※ローターアクトクラブの人頭分担金 2026年1月頃予定 年間 大学基盤：5ドル 地域社会基盤：8ドル					
ロータリー財団への 寄付	寄付者：個人/法人/クラブ/地区 寄付分類：年次基金 (シェア) ポリオプラス 恒久基金 (シェア) 補助金 (補助金番号) その他 (※個人および法人からの寄付は税制上の優遇措置の対象)			同 経理室 kifu@rotary.org	三井住友銀行赤羽支店 (普) 3978101 公益財団法人 ロータリー日本財団 (ロータリーカード、 又はその他クレジット カードでの支払いも可能)
公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会	(普通寄付) ※半期ずつ クラブで決定した金額 ×会員数	7月1日 1月1日	7月31日 1月31日	ロータリー 米山記念奨学会	三井住友銀行京橋支店 (普) 0920373 (財) ロータリー 米山記念奨学会 (銀行振込のみ)
	(特別寄付) 表彰金額 準米山功労者 3万円以上 10万円未満 米山功労者 10万円以上 準米山功労法人 5万円以上 50万円未満 米山功労法人 50万円以上 100万円未満 米山特別功労法人 100万円以上		随 時		
ロータリーの友 購読料	1人半期分×購買数 定価1,650円 (税・送料込)	7月1日	請求書 受領後 速やかに	一般社団法人 ロータリーの友 事務所	三井住友銀行浜松町支店 (普) 7450015 一般社団法人ロータリーの 友事務所 (銀行振込のみ)
	1部 定価275円 同上	1月1日			
地区資金 (衛星クラブ会員は 半額にする)	上期 ¥11,000×7月1日会員数	7月1日	請求書 受領後 速やかに	RI第2540地区 ガバナー事務所	秋田銀行 大館支店 (普) 1098923 RI2540地区26-27G事務所
	下期 ¥11,000×1月1日会員数	1月1日			
国際奉仕 プロジェクト基金 (旧：WCS・アジア献金)	上期		12月21日	RI第2540地区 ガバナー事務所	秋田銀行 大館支店 (普) 1099027 RI2540地区26-27G事務所
	下期		6月18日		

国際ロータリー関係 諸事報告先

報 告 事 項	基準日	報告期限	報 告 先
① 会員リストの更新 (新会員・退会会員・会員の住所変更)	7 月 1 日 1 月 1 日	会員の入退会日、 及び変更日から 30 日以内。 且つ上期・下期の 境目を越えない事	1) 「My Rotary」の会員アクセスを 通じて会員情報の更新 2) ガバナー事務所 (月信掲載用)
② クラブ出席報告	月末	翌月 15 日 必着	ガバナー事務所
クラブ目標設定 ③ 1. クラブ 2. 奉仕 3. 財団への寄付		5 月 1 日	「My Rotary」のロータリークラブ・ セントラルから入力
④ 充填・未充填職業分類表		G 公式訪問 まで	ガバナー事務所
⑤ 地区資金納入		請求書受領後 速やかに	ガバナー事務所
⑥ 国際奉仕プロジェクト基金納入明細		12 月 21 日 6 月 18 日	ガバナー事務所
⑦ * 事務所・例会 (日時・場所) の変更 * 会長・幹事・クラブ役員の変更 * 会員の訃報 * 新 RC, IA・RA の誕生		その都度	1) 「My Rotary」の会員アクセスを 通じて RI へ報告 2) ガバナー事務所 (月信掲載用) 3) ロータリーの友事務所
⑧ チャーター伝達式の日時・場所等		その都度	ロータリーの友事務所
⑨ ロータリー財団に関する文書及び 問い合わせ (PHF、奨学生、財団プログラム関係 を含む)		その都度	RI 日本事務局 財団室
⑩ RI 文献申し込み		その都度	RI 日本事務局 業務推進室
⑪ 公式名簿への記載情報 (次年度クラブ役員・事務局員)		2 月 1 日	「My Rotary」の会員アクセスを通 じてオンライン登録
⑫ 次年度クラブ会長・幹事・事務局報告		2 月	1) 次期ガバナーへ提出 2) 写しをクラブで保管
⑬ 地区大会・地区決議会における 選挙人の信任状 (会員数 25 名毎に 1 名、その端数が 13 名以上の場合はさらに 1 名の選挙 人を選ぶ事ができます。)	直前の 半期報告	登録時まで	1) ガバナー事務所または ガバナーエレクト事務所 2) 写しをクラブで保管 ※信任状用紙は大会事務局より送付

国際ロータリー関係の連絡先

名 称	住 所・電 話・FAX・E - m a i l
国際ロータリー (RI) 世界本部	ROTARY INTERNATIONAL One Rotary Center 1560 Sherman Ave Evanston, IL 60201-3698 U. S. A. TEL : 米国 (1) -847-866-3000
国際ロータリー 日本事務局	〒108-0073 東京都港区三田1丁目4-28三田国際ビル24F FAX(共通) : 03-5439-0405
会員増強・体験推進室 会員増強、新クラブ設立、組織規程、クラブでの体験	TEL : 03-5439-5800 / E-mail : rijapan@rotary.org
財団室 ロータリー財団業務 (寄付推進・認証・補助金等)	TEL : 03-5439-5805 / E-mail : rijpntrf@rotary.org
経理室 人頭分担金・寄付の入金処理・寄附金領収書発行等	TEL : 03-5439-5803 / E-mail:rijpnfs@rotary.org
業務推進室 日本事務局のバックオフィス業務	TEL : 03-5439-5802 / E-mail:rijpnpi@rotary.org
ガバナー会	〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-15 黒龍芝公園ビル4F TEL : 03-3433-6497 / FAX : 03-3433-7395 E-mail : govkai@orange.ocn.ne.jp
ロータリー文庫	〒105-0013 東京都港区浜松町2丁目7-16 第3小森谷ビル別館6階 TEL : 03-3433-6456 / FAX : 03-3459-7506 E-mail : rotary-bunko@msj.biglobe.ne.jp
公益財団法人 ロータリー 米山記念奨学会	〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-15 黒龍芝公園ビル3F TEL : 03-3434-8681 / FAX : 03-3578-8281 E-mail : mail@rotary-yoneyama.or.jp
一般社団法人 ロータリーの友 事務所	〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-15 黒龍芝公園ビル4F TEL : 03-3436-6651 / FAX : 03-3436-5956 E-mail : hensyu@rotary-no-tomo.jp ホームページ https://www.rotary-no-tomo.jp
ロータリー・リーダーシップ研究会 (RLI) 日本支部事務局	〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-15 黒龍芝公園ビル3F 国際ロータリー第2750地区事務所内 E-mail : rlijapan.mainoffice@gmail.com

国際ロータリー第2540地区 地 区 規 定

<u>諮 問 委 員 会 規 定</u>	24
<u>指 名 委 員 会 規 定</u>	25
<u>国際ロータリー第2540地区ガバナー候補者選出手順</u>	27
<u>国際奉仕プロジェクト基金の運営規定</u>	30
<u>災害時対応基金の運営規定</u>	31
<u>地 区 資 金 規 定</u>	32
<u>地区資金運営要項</u>	35
<u>地区会合旅費負担 一覧表</u>	37
<u>国際ロータリー第2540地区危機管理総則</u>	40
<u>国際ロータリー第2540地区危機管理委員会規定</u>	41
<u>地区表彰実施要項</u>	45
<u>ガバナー・パストガバナー・ガバナーエレクト・ガバナーノミニ 職 務 分 担 表</u>	48

諮問委員会規定

(名称および目的)

第1条 国際ロータリーの方針に基づき、ガバナーの地区管理運営を円滑にし、ガバナーを援助するための機関として、国際ロータリー第2540地区諮問委員会(以下、「諮問委員会」)を設置する。

(構成)

第2条 1. 諮問委員会は、第2540地区のパストガバナー全員およびガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニーをもって構成する。但し、ガバナーエレクト及びガバナーノミニー、ノミニーデジグネートは、オブザーバーとして出席する。
2. ガバナーは必要に応じ本委員会に、現・次期ガバナー事務所関係者(ガバナー補佐・財務委員長・会計長・地区幹事・地区副幹事・ガバナー事務所事務局員)をオブザーバーとして出席させることができる。

(任 務)

第3条 諮問委員会は、ガバナーから諮問された地区の管理、運営上の重要事項について、その豊富な経験により、ガバナーに助言し援助するものとするが、その助言または行動により、ガバナーの権限や責務が少しでも損なわれたり、妨げられたりするようなことがあってはならない。

(会 議)

第4条 諮問委員会の招集はガバナーが行い、議長を務める。定例委員会は少なくとも年2回開催する。ただし、ガバナーは必要に応じ臨時に委員会を開催することが出来る。欠席のパストガバナーは書面において意見を述べる事が出来る。

(改 廃)

第5条 本規定の改廃は、ガバナーが諮問委員会に諮問のうえ決定し、地区大会、クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー(CLLS)、又はクラブ会長エレクト・ラーニングセミナー(PELS)において、報告する。

(附 則)

1. この規定は、2016年3月5日より施行する。
2. この規定は、2016年7月1日より改定施行する。
3. この規定は、2019年11月10日より改訂施行する。
4. この規定は、2026年7月1日より改訂施行する。

指名委員会規定

1. 指名委員会の構成

地区内パストガバナー全員をもって構成するものとする。委員長は直前ガバナーとする。
ガバナー選出予定地域のパストガバナーをリーダーとする。

2. ガバナーノミニーの選出

- (1) 当地区は、ガバナー候補者選出規定に基づき、地区大会においてその手続きを指名委員会に委託された場合、その選出を当指名委員会において決定する。又、それ以降の年度も、変更提案がなされない限りはこの指名委員会制度を継続するものとする。
- (2) 当地区はガバナーノミニーをRI細則12.010に基づき、ガバナーとして就任する日の直前24ヶ月以上36ヶ月以内に選出するものとする。選出されたロータリアンは「ガバナーノミニー・デジグネート」という肩書を担い、ガバナーに就任する2年前の7月1日にガバナーノミニーの肩書きを担うものとする。尚、その手続きは、RI細則12.030.1による他、以下(3)(4)の通りとする。
- (3) 指名委員会によるガバナーノミニーの選出要領
 - ①当委員会は、RI細則16.010・16.020による必要条件を満たすものかどうか審査する。
 - ②RI細則12.030.3により、クラブからの推薦のあった候補者及びその他の最適任の候補者に関して、ガバナー候補者選出手順に基づき、指名委員会を開き決定する。
- (4) ガバナーノミニーの報告
指名委員会は候補者決定後速やかにガバナーにその氏名・履歴書・所属クラブ名を報告するものとする。

3. 副ガバナーの選出

指名委員会は、ガバナーエレクトが提案した1名のパストガバナーを、選出の翌年度に任期を務める副ガバナーに選出することができる。決定後、速やかに諮問委員会に報告して、所属クラブにも報告する。

4. 審議会代表議員及び補欠議員の選出

審議会代表議員及び補欠議員の選出は、RI細則9.050に基づき指名委員会の手続きによって、規定審議会の開かれる2年前の年度に実施され、地区年次大会の前に完了し、年次大会において公表する。

この手続きはRI細則12.030に定める地区ガバナー指名委員会手続きに準拠するものとする。

RI細則9.050により、代表議員・補欠議員の選出は、審議会開催の2年前のロータリー年度に選出し、直ちに、ガバナーが事務総長に報告するものとする。

代表議員の任期はRI細則9.040により選出された年度の翌年度の7月1日に始まり、3年間、但し2026年は1月1日より2年半とし、または後任者が選出、証明されるまで任期を務めるものとする。

代表議員及び補欠議員は審議会年度の指名委員長(直前年度)を除き、ガバナー経験者より代表議員と補欠議員を選出するものとする。

代表議員が辞任した場合、補欠議員がその役割を務めるが、補欠議員がその役割を務められない場合、現職のガバナーが、新しい代表議員を指名しRIに報告する。

(附 則)

1. この規定は、1995年10月8日より施行する。
2. この規定は、2014年7月1日より改正施行する。
3. この規定は、2016年7月1日より改正施行する。
4. この規定は、2017年1月1日より改正施行する。
5. この規定は、2017年7月1日より改正施行する。
6. この規定は、2019年1月1日より改正施行する。
7. この規定は、2019年11月10日より改正施行する。
8. この規定は、2022年7月1日より改正施行する。
9. この規定は、2025年10月26日より改正施行する。

国際ロータリー第2540地区ガバナー候補者選出手順

(適用)

第1条 本規定は、当地区のガバナー候補者の選出にあたり、地区大会においてその手続きを指名委員会に委託された場合に適用するものである。なお、それ以降の年度も、変更提案がなされない限りはこの指名委員会制度を継続するものとする。

(資格)

第2条 ガバナー候補者は、下記の資格要件を充足するものでなくてはならない。

【資格RI細則・16.010及び16.020】

- (イ) 瑕疵なきロータリアン
- (ロ) 完全に会員資格を有する者
- (ハ) クラブの元会長であること
- (ニ) ガバナーの任務を遂行できる能力
- (ホ) 通算7年以上の会員であること
- (ヘ) クラブの推薦をうけた者

(探査)

第3条 ガバナー候補者探査の全責任は、指名委員会がこれを負うものであり、常に最上の候補者発掘に努力しなければならないが、関係者の協力も不可欠である。

- (1) クラブ会長はもとより地区役員及び元地区役員は、平素から最上の候補者に関する情報の収集に努め、有力候補者を指名委員会に通報するものとする。
- (2) 候補者探査と推薦要請の対象は地区全域とする。

(ガバナー候補者の推薦)

第4条 新年度に移行後、ガバナーは全クラブに対しガバナー候補者の推薦を要請する。指名委員会において有力候補者とされたロータリアンをクラブにおいて推薦するように要請も行う。
(提出締切日の少なくとも4ヶ月前)

(推薦の無い場合)

第5条 ガバナー候補者が、提出締切日までに推薦されなかった場合は、ガバナーは指名委員長に連絡し、指名委員会は地区を7グループに分け、担当する。但し、慣例である地区内のクラブの順番は、今後使用しない。

(審査)

第6条 クラブにおいてガバナー候補者が推薦された場合、ガバナーは、指名委員長に連絡をし、指名委員会を開くものとする。
指名委員会は候補者を審査し、ガバナーに指名委員会閉会后24時間以内に候補者の決定を連絡する。

(公 表)

第7条 ガバナーはすべての候補者に決定を通知する。又、ガバナーは、選出された人を指名委員会公表後72時間以内に地区内クラブに公表する。

(対抗候補者)

第8条 指名委員会の決定により、ガバナーは対抗候補者が受理される期限(クラブへの公表から14日以内)を連絡する。

なお、対抗候補者とは、第4条においてクラブより推薦を受け、締め切り日までにガバナーへ推薦状の提出をされたものである。

(対抗候補者への同意)

第9条 対抗候補者が推薦された場合、ガバナーは、RI所定の書式によって全クラブに対抗候補者の氏名を通知し、ガバナーが、定める日までにこの対抗に同意するかどうかをクラブに尋ねるものとする。対抗候補者に同意するクラブは、例会で採択したクラブ決議を提出しなくてはならない。

地区内の設立から1年を経過している少なくとも他の10のクラブ、もしくは年度初めにおけるクラブ総数の20%のうちいずれかから支持を得る必要がある。多い数の同意を得た対抗候補者のみが有効とみなされる。

(対抗候補者がいない場合)

第10条 定められた期限までにそのような対抗候補者の同意指名を受理しなかった場合には、ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者をガバナーノミニーと宣言するものとし、締切期限より15日以内に地区内全クラブにその旨宣言しなくてはならない。

(対抗候補者の指名)

第11条 定められた期限までに対抗候補者の同意指名を地区内のクラブからガバナーが受け取ったとき、ガバナーは期限から7日以内にクラブに有効な対抗候補者がいることを通知するものとする。

この通達には、各対抗候補者の氏名とその資格条件が含まれ、候補者について郵便投票または地区大会で選ばれる旨明記されていなければならない。ガバナーは、ロータリー章典第17.040.4項で定められる通りに投票資格のある票数を投票の少なくとも15日前に各クラブに通知する。

(対抗候補者の指名が有効でない場合)

第12条 上述の15日を経過したときに、対抗候補者の指名が全部効力を失っていたならば、ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者をガバナーノミニーと宣言し、15日以内にこのノミニーを地区内全クラブに通達しなければならない。

(郵便投票による選出)

第13条 郵便投票による選出の場合は以下の通りとする。

- ① ガバナーは、投票委員会の委員による署名が入った投票用紙1枚を各クラブに送付する。クラブの票数は、RI細則15.050.2で定められており、7月1日時点でのクラブ請求書に基づいている。
- ② 投票の締切日は、投票用紙が送付されてから15日以上30日以内。
- ③ 投票用紙の集計と有効性の確認を行う場所、日付、時間についてガバナーが告知し、この任務を行う3名の委員からなる委員会を決定する。
- ④ 投票委員会は、候補者またはその代理人の立ち合いのもと、3名からなる投票委員会が投票の有効性を確認し、投票を集計し、各候補者の得票数を含む投票結果を速やかにガバナーに報告する。
- ⑤ ガバナーが選出結果を候補者と全クラブに通知し、過半数の票を得た候補者をガバナーノミニー・デジグネートとして宣言する。
- ⑥ 投票委員会は、クラブ代表者がいつでも投票を点検できるようにしておく。15日間の確認期間が経過したら、投票用紙を破棄する。(ただし、選挙への不服申し立てがあった場合を除く)

(地区大会での選出)

第14条 地区大会において選出する場合は以下の通りとする。

- ① 上記①と同じ
- ② クラブにつき投票者1名が地区大会で投票する。
- ③ 候補者またはその代理人の立ち合いのもと、3名から成る投票委員会が投票の有効性を確認し、別の手続きを経て投票を集計する。投票委員会が、各候補者の得票数を含む投票結果を速やかにガバナーに報告する。
- ④ 上記⑤～⑥の通りとする。

(地区への報告)

第15条 ガバナーは、結果を宣言してから10日以内に、ガバナーノミニー・デジグネート書式を国際ロータリー日本事務局会員増強・体験推進室に提出することで、ガバナーノミニー・デジグネートの氏名を証明する。

(附 則)

1. この規定は、2019年11月10日より施行する。
2. この規定は、2026年1月10日より施行する。

国際奉仕プロジェクト基金の運営規定

第1条 (総 則)

『国際奉仕プロジェクト基金』は本規定に基づいて管理運営する。
この基金は『W C S ・ アジア基金』を引き継ぐものである。

第2条 (基金の使途)

基金は次の奉仕活動に使用できる。

- (1) 国際奉仕・国際青少年奉仕等プロジェクト
- (2) 国外の災害援助

原則として、奉仕活動に必要な費用の全額を負担するものではなく、助成金として一部を負担するものとする。

第3条 (決定機関)

基金の使用を希望する地区内クラブおよび地区役員からの提案を諮問委員会で検討し、ガバナーが決定する。但し、災害など緊急を要する支援要請にはガバナーが決定し、後日諮問委員会で報告する。

第4条 (募金方法)

原則として、地区内クラブ毎に献金缶により募金する。

第5条 (本規定の改廃)

本規定の改廃は、諮問委員会に諮問のうえ、地区大会、又はクラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー(CLLS)において、出席した選挙人の4分の3以上の賛成を得た上で行う。

(附 則)

1. この規定は、2014年7月1日より施行する。
2. この規定は、2014年9月27日より改正施行する。
3. この規定は、2016年3月5日より改正施行する。
4. この規定は、2016年7月1日より改正施行する。
5. この規定は、2020年5月31日より改正施行する。
6. この規定は、2026年7月1日より改訂施行する。

災害時対応基金の運営規定

第1条（総 則）

「災害時対応基金」は本規定に基づいて管理運営する。

今回地区繰越金から500万円を支出し、当該基金をつくるものとする。

第2条（基金の使途）

基金は、次の場合に使用できる

- （1） 第2540地区の災害援助
- （2） 国内他地区の災害援助

第3条（決定機関）

（1）基金の使用を希望する地区内クラブ及び地区役員からの提案を諮問委員会において検討し、ガバナーが決定する。

（2）地区外のクラブ・地区に対しての災害援助は、ガバナー会の要請や、ガバナーが災害援助を必要と認めたとき、諮問委員会に諮り決定する。

但し、緊急を要する支援要請には、ガバナーが決定し、後日諮問委員会に報告する。

第4条（運営方法）

当該基金から災害要請に上記の方法をもって支出し、その後、ガバナーは、各クラブに災害募金として要請し集める。

または一般会計に余剰が出た場合、一般会計から繰り入れる。

出来るだけ1回ごとの募金要請が望ましいが、災害が頻繁におきたときなどにおいては、まとめて要請することも出来る。又は、年度末前に一括して募金要請することもできるものとする。

第5条（本規定の改廃）

本規定の改廃は、諮問委員会に諮問の上、地区大会、又はクラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー(CLLS)において、出席した選挙人の4分の3以上の賛成を得たうえで行う。

（附 則）

1. この規定は、2020年5月31日より施行する。
2. この規定は、2021年5月31日より施行する。
3. この規定は、2026年7月1日より改訂施行する。

地区資金規定

第1条 (総 則)

国際ロータリー第2540地区資金は本規定に基づいて管理運営する。
本規定にない事項は国際ロータリー細則15.060(地区の財務)に準拠する。

第2条 (会計年度)

地区資金の会計年度は毎年7月1日から翌年6月30日までとする。
尚、翌年7月1日から9月30日までを精算期間とし、この間の経費は当該年度に含むものとする。

第3条 (地区財務委員会)

地区ガバナーは地区資金運営管理のため地区財務委員を任命する。
地区財務委員は4名とし、現任地区財務委員を委員長とし、前期及び次期財務委員、現任地区会計長で構成する。

第4条 (地区財務委員会の任務)

- (1) 地区財務委員会は、地区で取り扱う資金全ての管理・監督を任務とする。
- (2) 次期地区財務委員会は次期ガバナーが地区管理に必要な経費を調査研究して「地区資金収支予算書」を作成し、会員一人当たりの地区運営負担額を算出する。衛星クラブの会員の地区運営負担金は地区運営負担額のその他のクラブの負担額の半額とする。
- (3) 前項により算出された会員一人当たりの地区運営負担額の決定及び変更は、クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー(CLLS)又は会長エレクト・ラーニングセミナー(PELS)に出席した次期クラブ会長又は会長エレクトの指名した代理人の4分の3以上の承認、又は地区大会に出席し投票する選挙人の過半数の承認を必要とする。
- (4) 委員長はガバナーの命に基づき、前項により決定された負担額の納入を管理する。
- (5) 委員長は当該年度が終了後、3か月以内に監査委員会の監査を受け「地区資金決算書」を作成し、当該年度ガバナーの承認を得てその結果を各クラブに報告する。
- (6) 地区運営資金等の決算に係る資料は、ガバナー事務所の運営を担当したホストクラブが決算後5年間保管するものとする。
- (7) 「地区資金決算書」は地区大会で討議し、採決には出席した選挙人の4分の3以上の承認を必要とする。

第5条 (地区会計長)

ガバナーは地区資金の保管、及び出納管理のため地区会計長を任命する。
地区会計長は本規定に定められた資金のほか、地区で取り扱う資金全ての保管出納の任に当たる。
地区会計長は毎月末、地区財務委員会に支払い明細書を提出する。

第6条 (地区資金の払い込み)

- (1) 地区財務委員長は決定された負担額を、各期首各クラブに会員数並びに振り込み銀行を明示して請求する。
- (2) 各クラブは毎年7月1日及び1月1日現在の会員数(名誉会員は除く)により請求された負担額をその月中に地区財務委員長の指定する銀行に振り込まなければならない。
- (3) 新設クラブは国際ロータリー加盟承認の翌月より月割りで負担する。

第7条 (地区資金と収支報告)

- (1) 地区資金の支出は、地区委員会の活動計画表に基づき地区委員会の請求書(後日領収書を提出)又は領収書の提出により、地区会計がガバナーの決裁を経てその都度支払うものとする。
- (2) 各委員長は地区資金の交付を受けて活動する場合、年度終了後2ヶ月以内にその活動の項目と収支の明細を当該年度ガバナーに報告しなければならない。
- (3) 上記は地区資金の他、国際奉仕プロジェクト基金等、すべての資金に適用する。
- (4) その他活動計画外の資金は、予めガバナーの承認を得た上で支出する。

第8条 (地区資金の使途)

地区資金は次の費用に使用する。その限度額は「地区資金運営要項」に定め、各種事情による差額についてはガバナーが勘案する。

- 【1】 地区運営費
- 【2】 ガバナー会運営協力金
- 【3】 ロータリー文庫運営協力金
- 【4】 ガバナーエレクト事務所助成金
- 【5】 ガバナーノミニー活動助成金
- 【6】 その他ガバナーが必要と認めた資金

第9条 (地区運営費)

地区運営費は次の項目に要する費用とする。

- (1) ホストクラブに対する助成金
- (2) ガバナー補佐活動助成金
- (3) ガバナーエレクト活動助成金
- (4) 国内交通費・宿泊費・登録料助成金
- (5) ガバナー関係諸費助成金
- (6) 国際大会地区代表出席者助成金
- (7) 規定審議会地区代表出席者助成金
- (8) 国際協議会出席助成金
- (9) 表彰費

第10条（本規定の改廃）

本規定の改廃は、諮問委員会に諮問のうえ、地区大会又はクラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー（CLLS）において、出席した選挙人の4分の3以上の賛成を得た上で行う。

（附 則）

1. この規定は、1995年7月1日より施行する。
2. この規定は、1997年7月1日より改正施行する。
3. この規定は、1998年7月1日より改正施行する。
4. この規定は、2003年7月1日より改正施行する。
5. この規定は、2007年7月1日より改正施行する。
6. この規定は、2008年7月1日より改正施行する。
7. この規定は、2013年7月1日より改正施行する。
8. この規定は、2014年7月1日より改正施行する。
9. この規定は、2016年3月5日より改正施行する。
10. この規定は、2016年7月1日より改正施行する。
11. この規定は、2017年7月1日より改正施行する。
12. この規定は、2019年1月1日より改正施行する。
13. この規定は、2019年11月10日より施行する。
14. この規定は、2023年10月21日より施行する。
15. この規定は、2026年7月1日より改訂施行する。

地区資金運営要項

【1】 地区資金規定第9条の地区運営費の額は次の通りとする。

(1) ホストクラブに対する助成金

A. 地区大会	400万円以内
B. 地区チーム・ラーニングセミナー(DTLS)	20万円以内
C. 会長エレクト・ラーニングセミナー(PELS)	40万円以内
D. クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー(CLLS)	50万円以内
E. インターシティ・ミーティング(IM)	30万円以内
F. ガバナーエレクト杜行会	20万円以内
G. クラブ活性化セミナー	20万円以内

(2) ガバナー補佐活動助成金 75万円以内

(3) ガバナーエレクト活動助成金 100万円以内
(GELS、ロータリー研究会、地区内外における交通費・宿泊費・登録料を含む)

(4) 国内交通費・宿泊費・登録料助成金

地区役員等がガバナーの指示のもとに出席する地区外の会議のための特急料金を含むJR並びに各航空会社等の交通費ならびに宿泊費・登録料は、原則として実費を助成する。ガバナーが必要と認め、ロータリー研究会に出席するパストガバナーには登録料を助成する。ロータリー研究会出席義務者には交通費・宿泊費・登録料を助成する。地区内の交通費・宿泊費・登録料・懇親会費等は地区内会合旅費負担一覧表に基づきガバナーが決定する。

但し状況により助成しないこともある。宿泊費は次の通りとする。

地区外…1泊20,000円以内の実費 ・ 地区内…1泊10,000円以内の実費

但し、交通費・宿泊費とも各種事情による差額についてはガバナーに一任する。

(5) ガバナー関係諸費助成金

A. ガバナー活動助成金	250万円以内
B. ガバナー事務所助成金	450万円以内
C. 国際協議会に出席するガバナーエレクト餞別	廃止
D. ガバナー離任時の記念品代	廃止
E. 前年度承認されたクラブの認証状伝達式に出席する直前ガバナー並びに当該年度のガバナーの交通費・宿泊費	実費

(6) 国際大会地区代表出席者助成金 50万円以内

国際大会にガバナーが出席する場合、またはガバナーが欠席で、ガバナーエレクトが出席する場合の交通費・宿泊費・登録料については、50万円を上限として実費を助成する。

(7) 規定審議会地区代表出席者助成金 45万円以内
交通費・宿泊費の助成についてはガバナーが勘案する。

(8) 国際協議会出席助成金 120万円以内
出席するガバナーエレクト夫婦の交通費・宿泊費については一人当たり60万円を上限として
その実費を助成する。

(9) 表彰費 40万円以内
別に定める「地区表彰実施要項」による。(但し、状況により支出しないこともある)

【2】ガバナーエレクト事務所助成金 360万円以内

【3】ガバナーノミニー活動助成金 ガバナーが必要と認めた場合助成する。

【4】ガバナーノミニー・デジグネート活動助成金 ガバナーが必要と認めた場合助成する。

【5】その他ガバナーが必要と認めた資金 ガバナーが必要と認めた場合助成する。

(附 則)

1. この規定は、1995年7月1日より施行する。
2. この規定は、1997年7月1日より改正施行する。
3. この規定は、1998年7月1日より改正施行する。
4. この規定は、2003年7月1日より改正施行する。
5. この規定は、2012年7月1日より改正施行する。
6. この規定は、2013年7月1日より改正施行する。
7. この規定は、2014年7月1日より改正施行する。
8. この規定は、2016年3月5日より改正施行する。
9. この規定は、2016年7月1日より改正施行する。
10. この規定は、2022年7月1日より改正施行する。
11. この規定は、2026年7月1日より改正施行する。

地区会合旅費負担一覧表

1. 地区大会(地区内のみ*合同大会の場合を除く)

	交通費	宿泊費	登録料	懇親会	備考
国際ロータリー会長夫妻	R I	大会	大会	大会	
ガバナー夫妻・ガバナーエレクト夫妻	活動費	活動費	活動費	活動費	
パストガバナー夫妻・ガバナーノミニー夫妻	本人	本人	大会	クラブ	
ガバナー事務所関係者(※)	大会	大会	大会	クラブ	
リーダー・サブリーダー	大会	大会	大会	クラブ	
地区委員	クラブ	クラブ	クラブ	クラブ	
ゲスト	大会	大会	大会	大会	
他 地区ガバナー・パストガバナー	本人	本人	本人	本人	
交換学生	スポンサークラブ	スポンサークラブ	大会	大会	
財団奨学生	スポンサークラブ	スポンサークラブ	大会	大会	
財団学友	本人	本人	大会	大会	
米山奨学生	世話クラブ	世話クラブ	大会	大会	
インターアクト	スポンサークラブ	スポンサークラブ	大会	大会	
ローターアクト	スポンサークラブ	スポンサークラブ	大会	大会	

2. 地区チーム・ラーニングセミナー(D T L S)

	交通費	宿泊費	登録料	懇親会	備考
ガバナー・ガバナーエレクト	活動費	原則として 無	活動費	活動費	
パストガバナー・ガバナーノミニー	本人		DTLS	クラブ	
G事務所・GE事務所関係者(※)	DTLS		DTLS	クラブ	
リーダー・サブリーダー	本人		DTLS	クラブ	

3. 会長エレクト・ラーニングセミナー(P E L S)

	交通費	宿泊費	登録料	懇親会	備考
ガバナー・ガバナーエレクト	活動費	原則として 無	活動費	活動費	
パストガバナー・ガバナーノミニー	本人		PELS	クラブ	
G事務所・GE事務所関係者(※)	PELS		PELS	クラブ	
リーダー・サブリーダー	本人		PELS	クラブ	

4. クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー(C L L S)

	交通費	宿泊費	登録料	懇親会	備考
ガバナー・ガバナーエレクト	活動費	原則として 無	活動費	活動費	
パストガバナー・ガバナーノミニー	本人		CLLS	クラブ	
G事務所・GE事務所関係者(※)	CLLS		CLLS	クラブ	
リーダー・サブリーダー	本人		CLLS	クラブ	
地区委員	クラブ		クラブ	クラブ	
ゲスト	クラブ		CLLS	CLLS	

5. I・M (Intercity Meeting)

	交通費	宿泊費	登録料	懇親会	備考
ガバナー・ガバナーエレクト	活動費	原則として 無	活動費	活動費	
パストガバナー・ガバナーノミニ	本人		I・M	クラブ	
G事務所・GE事務所関係者（※）	I・M		I・M	クラブ	
リーダー・サブリーダー・モデレーター	本人		I・M	クラブ	

6. クラブ活性化セミナー

	交通費	宿泊費	登録料	懇親会	備考
ガバナー・ガバナーエレクト	活動費	原則として 無	活動費	活動費	
パストガバナー・ガバナーノミニ	本人		セミナー	クラブ	
G事務所・GE事務所関係者（※）	セミナー		セミナー	クラブ	
リーダー・サブリーダー	本人		セミナー	クラブ	

7. ガバナーエレクト壮行会

	交通費	宿泊費	登録料	懇親会	備考
ガバナー夫妻	活動費	原則として 無	活動費	活動費	
ガバナーエレクト夫妻	活動費		活動費	活動費	
パストガバナー夫妻	本人		壮行会	クラブ	
ガバナーノミニ	本人		壮行会	クラブ	
次期ガバナー補佐	クラブ		クラブ	クラブ	
次期地区委員長	クラブ		クラブ	クラブ	
次期クラブ会長・幹事	クラブ		クラブ	クラブ	
G事務所関係者（※）	地区		地区	クラブ	
GE事務所関係者	GE事務所		GE事務所	クラブ	

8. インターアクト、ローターアクトの地区大会、協議会、研修会等へ旅費

	交通費	宿泊費	登録料	懇親会	備考
ガバナー・ガバナーエレクト	活動費	原則として 無	活動費	活動費	
パストガバナー・ガバナーノミニ	本人		大会等	クラブ	
G事務所・GE事務所関係者（※）	大会等		大会等	クラブ	
関係地区委員	大会等		大会等	クラブ	

9. 地区委員会

	交通費	宿泊費	登録料	懇親会	備考
ガバナー・ガバナーエレクト	原則として 無				
パストガバナー・ガバナーノミニ					
G事務所・GE事務所関係者（※）					
関係地区委員					

- ◎ (※) G 事務所・G E 事務所関係者とは、現・次期のガバナー補佐・地区財務委員長・地区会計長
地区幹事・地区副幹事・ガバナー事務所事務局員をいう。
- ◎ 前各項の会合と同時に開かれる会合(諮問委員会等)の旅費については、原則として重複して支給
しない。(地区負担としない)
- ◎ 地区内交通費は2,000円とし、全各項において出席者が地元の場合は旅費、宿泊費を支給しない。

(附 則)

1. この規定は、2003年7月1日より改正施行する。
2. この規定は、2007年7月1日より改正施行する。
3. この規定は、2009年3月15日より改正施行する。
4. この規定は、2015年7月1日より改正施行する。
5. この規定は、2016年7月1日より改正施行する。
6. この規定は、2017年7月1日より改正施行する。
7. この規定は、2026年7月1日より改正施行する。

国際ロータリー第2540地区危機管理総則

第1条 (目 的)

地域社会で活動するメンバーによって構成されるロータリーには、常に高い道徳性と社会的責任が求められる。

危機管理が問われている現代社会において、国際ロータリー第2540地区は、ロータリーの活動に関連して起こりうる危機に対し、率先してその社会的責任を全うする必要があるとの認識に基づき、ここにガバナー統括の下、第三者委員を含む危機管理委員会を設置し、迅速かつ適切に対処することによりロータリーに対する信頼を高めることを目的とする。

第2条 (ロータリーにとっての危機管理)

国際ロータリー第2540地区、地区内ロータリークラブ、ロータリアンにとって、「災害やハラスメント等の全て」を危機管理の「危機」とする。

第3条 (危機管理委員会の任務)

危機管理委員会は、前条に規定された危機について、第5条の手続きによって当委員会に報告のあった危機事案が対処事案であるかどうかを判断の上、その防止・解決の為必要な提言や適切な指導・助言などを行うことを任務とする。

第4条 (危機管理委員会の構成)

危機管理委員会は、ガバナーが任命するロータリアン及びロータリアン以外の第三者により構成される組織とする。

第5条 (危機事案の報告)

第2条の危機に相当する事案が発生した場合には、地区委員会、地区内ロータリークラブ、ロータリアンは、速やかに危機管理委員会に報告しなければならない。

第6条 (危機管理委員会の決定事項の遵守)

地区内ロータリークラブとロータリアンは、危機管理委員会の決定事項を遵守するものとする。

第7条 (保 険)

地区は、危機への対応のためにRIJYEMの保険に加入する。

第8条 (危機管理の資金)

危機管理発生時の対応に必要な資金として必要がある場合は、危機管理委員会としてガバナーに上申し、ガバナーは諮問委員会に諮問し決定する。

第9条 この危機管理総則を実施するために必要な事項は別途定める。

国際ロータリー第2540地区危機管理委員会規定

目次

第1章 総則

第2章 危機管理委員会

第3章 青少年奉仕プログラムに関する特別規定

第1章 総則

(趣 旨)

第1条 国際ロータリー第2540地区危機管理総則第8条に基づき、危機管理委員会の組織および運営に必要な事項に関してこの規定を定める。

(定 義)

第2条 国際ロータリー第2540地区、地区内ロータリークラブ、ロータリアンにとって、「災害やハラスメント等の全て」を危機管理の「危機」とする。ただし、ロータリークラブ内あるいはロータリアン相互間の人的・内的諸問題は除く。

第2章 危機管理委員会

(危機管理委員会の任務)

第3条 危機管理委員会は、危機について、その防止・解決のために必要な提言や指導・助言を行うとともに当委員会に報告のあった危機事案が対処事案であるかどうか判断の上、適切な対処のための方策を講ずることを任務とする。

2. 報告のあった事案について法令上所定の機関への通告等の義務がある場合は、これに従うほか、報告された内容が犯罪に該当すると判断した時は、原則としてガバナーにおいて適時に刑事当局に対する手続きを行う。
3. 地区として適切かつ一貫した対応を図り関係者の権利を保護するため、報道機関等の外部への発表は、危機管理委員会において定める者がこれにあたるものとし、その他の委員ならびに関係者は、知り得た情報を外部および他のロータリアン等に提供してはならない。

(危機管理委員会の構成)

第4条 危機管理委員会は次に挙げる委員をもって組織する。

- (1) ガバナーが指名するガバナー補佐もしくはパストガバナー
- (2) ガバナーエレクト
- (3) ガバナーノミニー
- (4) 地区青少年奉仕交換プログラム委員長
- (5) 地区ローターアクト委員長
- (6) 地区インターアクト委員長

- (7) 地区ロータリー米山記念奨学委員長
 - (8) 地区ロータリー財団委員長(財団奨学生がいる場合)
 - (9) 地区公共イメージ委員長
 - (10) ガバナーが指名する地区研修委員もしくは地区危機管理委員経験者
 - (11) ガバナーが委嘱するロータリアン以外の外部有識者2名以上(その中には、司法関係者、メディア関係者、あるいはこれに精通したものを含む)
但し、青少年交換を実施しない場合はこの限りではない
 - (12) 前各号の者に医師及び弁護士1名以上含まないときは、ロータリアンからこれらの者各1名以上を委員としてガバナーが委嘱する。
 - (13) 委員には女性1名以上を含むものとする。
- 2. 前項第11号から第13号の委員の任期は2年とし、再任されることができる。
 - 3. 危機管理委員会の委員長は委員の中からガバナーが任命する。
 - 4. 委員の中から副委員長若干名定めることができる。
 - 5. 委員長は委員会を招集し、業務を統括する。
 - 6. 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員会が定めた順位により、副委員長がこれに当たる。

(危機事案の報告)

第5条 危機に相当する事案が発生したと考えられる場合、地区委員会、地区内クラブ、ロータリアンは速やかに危機管理委員会に報告しなければならない。

(危機管理委員会の開催)

- 第6条 危機管理委員会は危機事案の報告を受けたとき、または、危機に相当する事案が発生したと認めたときは、速やかに危機管理委員会を開催しなければならない。
- 2. 危機管理委員会の開催にあたって、危機管理委員長は、地区ガバナーに出席を求めることができる。
 - 3. 危機管理委員会の開催にあたって、委員の2分の1以上が出席（オンライン・委任状による出席を含む）することにより成立する。

(危機管理委員会の決議)

第7条 危機管理委員会の決議は、委員の2分の1以上が出席し(オンライン・委任状による出席を含む)、その過半数をもって行う。同数の際は、委員長が決するところによる。

(緊急時における危機管理委員会の開催)

第8条 天災地変等の緊急を要する危機に迅速な対応が必要な場合、危機管理委員長は、前条にかかわらず、ガバナーと協議の上、必要な処置を行うことができる。ただし、次の危機管理委員会において報告し、承認を受けなければならない。

(危機管理委員会の決定事項の遵守)

第9条 地区内ロータリークラブおよびロータリアンは、危機管理委員会の決定事項は、これを遵守するものとする。

(守秘義務)

第10条 個別事案の調査および対応に関与する者は、当事者その他の関係者のプライバシーを含めその権利の保護に配慮するとともに、任務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、その任務を退いた後も、同様とする。

(庶 務)

第11条 危機管理委員会に関する庶務は、地区ガバナー事務所が行い、ガバナーの指名する地区幹事が担当する。

第3章 青少年奉仕プログラムに関する特別規定

(青少年奉仕プログラムにおける地区の責務)

第12条 地区は、地区において実施する青少年奉仕プログラムに参加するすべての青少年の安全と健康および健全な生活を守り、交通災害、自然災害等の事故・災害からの保護と身体的、性的、精神的虐待あるいはハラスメント(以下、ハラスメント等という)を防止するとともに、事態の発生の場合の適切な対応のために必要な業務を行う。

(青少年奉仕プログラムに関する地区委員長の責務)

第13条 青少年奉仕プログラムに関する地区委員会の委員長は、危機管理委員会との連携をはかりつつ、プログラムに参加するロータリアンおよびロータリアン以外の者に対し、危機を防止するため適切な指導・啓発等を行うとともに、事態の発生の場合に青少年の安全と健康の確保など適切な対応に努めるものとする。

(青少年奉仕プログラムにおける危機管理委員会の業務)

第14条 第3条に定める危機管理委員会の任務には、青少年奉仕プログラムにおける次の事項を含むものとする。

- (1) 交通災害、自然災害等の事故・災害およびハラスメント等に起因する事態が発生した場合に事実関係を調査すること。
- (2) 前号の調査結果に基づき、当事者たる青少年の安全と健康の確保ならびに事態への適切な対処のための方策を講じること。
- (3) 前号のため必要な対策をガバナーに提言し、あるいは、関係委員会の委員長その他の関係者に対し必要な指示、指導を行うこと。
- (4) 青少年交換プログラムにおいて、プログラムに携わる関係者について、参加資格を調査・確認すること。
- (5) 青少年奉仕プログラムにおいて、当該事案について必要と認めたときは、原則として報告を受けたときから72時間以内に申し立てについてガバナーから国際ロータリーに報告し、その後の手はずと調査の結果および講じられた措置について報告すること。
- (6) その他危機管理、防止等に関し必要な業務。

(青少年の保護)

第15条 前条の調査および対応においては、当事者である青少年の安全と健康の確保を最優先とし、被申立人の権利にも留意する。

(改 廃)

第16条 本規定の改廃は、ガバナーが危機管理委員会と会議の上決定し、地区大会、クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー(CLLS)、又はクラブ会長エレクト・ラーニングセミナー(PELS)において報告する。

(附 則)

1. 第4条(11)、(12)に定める外部有識者2名以上は必要な時に選任するものとする。
2. この規定は、2020年5月31日より施行する。
3. 第4条の委員長名変更と、第6条3項を追加し、2020年9月30日より施行する。
4. 第6条・第7条にオンライン出席を追加。第14条の(5)を青少年奉仕と修正し、2023年6月10日より施行する。

地区表彰実施要項

1. RI及び地区の行う各種の表彰は、本要項により地区表彰委員会が選考して実施する。
2. 表彰委員会は直前ガバナー・ガバナー・ガバナーエレクト及び直前ガバナー補佐を以て構成する。
委員長は直前ガバナーとする。

＜RI表彰＞

「意義ある奉仕賞」の該当クラブ。My Rotary「クラブの意義ある奉仕賞」の項による。

＜地区表彰＞

- イ) 奉仕活動優秀クラブ及びロータリアン
- ロ) 会員増強優秀クラブ
- ハ) ロータリアン在籍記念
- ニ) 週報努力クラブ
- ホ) ロータリー財団寄付成績優秀クラブ及びロータリアン
- ヘ) 米山記念奨学会寄付成績優秀クラブ及びロータリアン
- ト) 国際奉仕プロジェクト基金(旧：W C S・アジア献金)寄付優秀クラブ
- チ) 長寿ロータリアン
- リ) その他委員会で適当と認められたもの

3. 表彰基準

- イ) 奉仕活動優秀クラブ及びロータリアン

① クラブ表彰

地区表彰委員会は、当年5月末日までにガバナー補佐を通じて各分区内から奉仕活動優秀クラブを推薦させ、審査の上各部門に於いて優れたクラブを決定し、バナー等を授与して表彰する。
但し、継続事業については5年を目途に表彰する。

② ロータリアン表彰

表彰者の決定は前項に準ずるが、表彰に際しては表彰状に添えて記念品を授与する。ガバナー補佐またはクラブ会長が表彰を申請するに当たっては、その業績の優秀性を判定できる文章を必ず添付するものとする。

- ロ) 会員増強優秀クラブ

前年度中に於ける会員の純増加数が5名以上、または増加率が10%以上のクラブとする。
(同率の場合は同順位とする)表彰クラブにはバナー・楯等を授与する。

- ハ) ロータリアン在籍記念

在籍記念表彰は20年 30年 40年 50年とし、各々バッチを授与する。
尚、55年以上については毎年表彰とする。

ニ) 週報努力クラブ

例会毎に発行するもので、その編集に当たって工夫と努力が認められるクラブにバナー等を授与する。

ホ) ロータリー財団寄付成績優秀クラブ及びロータリアン

① クラブ表彰

当該年度の年次基金一人当たりの寄付額(年間の寄付額を年度始めの7月1日現在の会数で除した金額)が多い順に上位から第5位までのクラブ。(同率の場合は同順位)

表彰クラブにはバナー・楯等を授与する。

② ロータリアン(新PHF)表彰

表彰ロータリアンは当該年度の新PHF会員とする。

③ ロータリアン表彰

累計財団寄付額5,000ドル毎に寄付者を表彰する。ロータリアンには記念品を授与する。

ヘ) 米山記念奨学会寄付成績優秀クラブ及びロータリアン

① クラブ表彰

当該年度の1人当り寄付金額(年間の寄付額を年度始めの7月1日現在の会員数で除した金額)の多いクラブから3位までを寄付成績優秀クラブとする。表彰クラブにはバナー・楯等を授与する。

② ロータリアン(新米山功労者)表彰

成績優秀ロータリアンは当該年度の新米山功労者会員とする。

③ ロータリアン表彰

累計米山寄付額60万円毎に寄付者を表彰する。ロータリアンには記念品を授与する。

ト) 国際奉仕プロジェクト基金寄付優秀クラブ

当該年度の一人当り寄付金額(年度の寄付金額を年度始めの7月1日現在の会員数で除した金額)の多いクラブから5位までを寄付優秀クラブとする。

表彰クラブには、バナー・楯等を授与する。

チ) 長寿ロータリアン

当該年度6月末日までに満80歳 85歳及び90歳に達したロータリアンには、記念品を贈呈する。(90歳以上のロータリアンには毎年贈呈する)

4. 上記各種表彰は、地区大会またはクラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー (CLLS) 等に於いて実施する。

5. 本実施要項の改廃は、地区表彰委員会が発議し地区諮問委員会に諮問のうえ、クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー (CLLS) 又は地区大会決議で決定する。

(附 則)

1. この規定は、1995年7月1日より改定施行する。
2. この規定は、2009年10月23日より改正施行する。
3. この規定は、2016年7月1日より改正施行する。
4. この規定は、2017年1月1日より改正施行する。
5. この規定は、2017年7月1日より改正施行する。
6. この規定は、2018年7月1日より改正施行する。
7. この規定は、2018年11月10日に改正し、同年7月1日に遡って施行する。
8. この規定は、2019年11月10日に改訂施行する。
9. この規定は、2024年11月17日に改正施行する。
10. この規定は、2026年7月1日に改訂施行する。

ガバナー・パストガバナー・ガバナーエレクト・ガバナーノミニー 職務分担表

区 分	構 成	摘 要
顧 問	諮問委員会、その他の会合に出席できないパストガバナー。	
指名委員会	地区内パストガバナー全員 委員長は直前ガバナーとする。	1. 地区ガバナー及びガバナーエレクト、ガバナーノミニーの指名に当たる。 2. ガバナーエレクトが提案するパストガバナー1名を副ガバナーに選出できる。 3. RI規定審議会代表議員及び補欠議員を選出する。
諮問委員会	顧問を除くパストガバナー全員 およびガバナーにより構成。	1. ガバナーの要請により重要事項の諮問を行う。 2. ガバナーの申請により、地区カウンセラーに就任し、委員会活動の指導にあたる。 3. ガバナーの申請により、重要会議のコーディネーター、パネリストの職務に就く。 4. 規定審議会他の地区代表議員の職務に就く。
規定審議会 委員会	代表議員1名・補欠議員1名をガバナー経験者より構成し、議員の任期は3年とする。	1. 指名委員会によって選出。 2. 地区内クラブより立法案を公募し、地区で承認を受けRIに案を提出する。 3. 国内外における審議会に参加。
ロータリー 米山記念 奨学委員会 (※1参照)	理事1名・評議員1名をガバナー経験者より構成し、任期は理事が2年、評議員は4年とする。	1. 理事は諮問委員から順に選出し、評議員は当該年度のガバナーと理事の審議により選出。 2. 地区内の米山奨学事業が適正かつ公正に推進できるよう指導にあたる。 3. 地区内での米山事業の実務(面接・研修等)・行事(オリエンテーション・歓送迎会)に参加。
危機管理 委員長 (※2参照)	ガバナー経験者より1名、専門性を必要とするので任期は2年とするが、特定しない。	1. 地区運営がRI規定と地元の法律を守るよう監督し、訴訟問題に対応する。 2. 災害が発生した際、ガバナーと共に対応する。 3. 青少年奉仕活動がRIと地区の規定を守り、安全に実施できるよう管理・指導する。 4. 青少年奉仕活動を援助する。
備 考	1. ガバナーエレクト、ガバナーノミニーは諮問委員会に、オブザーバーとして出席する。 2. ガバナーは必要に応じ諮問委員会に、現・次期ガバナー事務所関係者(ガバナー補佐・財務委員長・会計長・地区幹事・地区副幹事・ガバナー事務所事務局員)をオブザーバーとして出席させることができる。 3. 危機管理委員長は、青少年奉仕活動のカウンセラーを兼務する。	

※1 米山記念奨学会 理事・評議員 選出規定

- 理事は、ガバナー年度順に就任する。評議員は4年間の任期を考慮し当該年度のガバナーと理事の審議によって選任する。
- 理事がその役割を務められない場合、次の理事が繰り上がり就任する。評議員がその役割を務められない場合、現職のガバナーが選任する。

※2 危機管理委員長 選出規定

- 専門性を必要とするので、任期は2年以上が望ましいが特定しない。
- ガバナーと共同で危機対応にあたるため、ガバナーによりガバナー経験者から1名を選出し、指名委員会の承認を得る。
- 地区の奉仕事業が安全に遂行されるよう援助する。
- 災害時、地区内クラブの状況を把握し支援する。
- 「青少年保護の手続き」に基づき、地区の青少年奉仕交換プログラムの運営が適正に行われるよう管理・援助する。また、事故が起きた時に速やかに解決できるよう援助する。
- 青少年奉仕活動が安全に行われるようカウンセラーとして援助・監督する。

A

公益財団法人 ロータリー日本財団
寄付送金明細書 ロータリアン／クラブ用

※記入方法参照

振込先:三井住友銀行 赤羽支店 普通預金 3978101 名義:公益財団法人ロータリー日本財団

送金明細書送付先: kifu@rotary.org FAX:03-5439-0405

問合せ先:03-5439-5805

通信欄:

一括1万ドル以上寄付した場合、寄付者名を公表することがあります。希望されない場合は次の□に✓をお願いいたします。

☐ 公表しないで下さい。(寄付者名) _____

着金日のRILレートが適用されます

送金情報	送金(予定)日		振込元 金融機関 支店名		送金額合計 ¥	RILレート
	地区	クラブID#	クラブ名		担当者名	TEL
	寄付者名 (領収書宛名) ・個人名 ・法人名 ・クラブ名 ・地区名	ローマ字名 (姓, 名)	ID #	寄付分類 ・年次基金(シェア) ・ポリオプラス ・恒久基金(シェア)/(RPC) ・補助金(補助金番号) ・その他(詳細)	円金額	\$金額 ・RILレートと円金額 の入力で自動計算 ・手書の場合は小 数3位を四捨五入、 第2位まで記入
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

日本事務局使用欄

Rotarian用123-(Oct-2015)



国際ロータリー第 2540 地区

国際ロータリー第 2540 地区
ロータリークラブ 会長 各位

国際ロータリー第 2540 地区 2026-2027 年度
ガバナー 土館 守 (大館 RC)

ロータリー希望の風奨学金ご寄付のお願い

拝啓 初夏の候、皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より地区運営にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年は3月11日の東日本大震災から15年目となります。『ロータリー希望の風奨学金』は、震災により災害遺児となった青少年たちが学業を継続できるよう教育支援することを目的としており、国内外のロータリークラブ会員有志によって立ち上げられた奨学金制度です。受給者が大学・専門学校を卒業するまで毎月5万円を支給し、返済を求めないという趣旨の奨学金です。

当2540地区では、本制度への支援について今年度も地区方針に掲げ、地区大会で決議しております。この震災を風化させることなく災害遺児へ支援へのご協力を何卒宜しくお願い致します。クラブ会員数に対し、一人1,000円を目安にして頂ければと存じます。

つきましては例年同様、各クラブで取りまとめの上、下記まで直接ご送金をお願い申し上げます。その際は、別紙の送金確認書をロータリー希望の風奨学金事務局へご送付ください。また、同じくガバナー事務所にも送付願います。

尚、寄付は任意でございますので、クラブの事情に合わせてご配慮いただければ幸いです。重ね重ねのご寄付の依頼ですがどうぞよろしくお願いいたします。 敬具

記

【ロータリー希望の風奨学金 送金先】

千葉銀行 銚子支店 普通預金 3549340

口座名：ロータリー東日本大震災青少年支援連絡協議会

送 金 確 認 書

支 援 者 の 連 絡 先			
氏 名 あるいは 名 称		会 員 の 方	地区名2540 ク ラ プ 名 RC
住 所 等			
ご支援金に関する コメントがあれば お書きください			

送 金 確 認 書	
送金された日	年 月 日
送 金 額	円
領収証の宛先名称	
領収証の送り先 (上記連絡先と異なる場合)	

FAXで送信される方は

FAX 番号：048-471-1720 （「ロータリー希望の風奨学金」志木事務局）

メールで送られる方は r.windofhope.shiki@gmail.com へお願いいたします。

宛先：公益財団法人ロータリー米山記念奨学会

FAX：(03) 3578-8281

TEL：(03) 3434-8681

送金先：三井住友銀行 京橋支店

普通預金 0920373

名義：公益財団法人ロータリー米山記念奨学会

ザイ) ロータリーヨネヤマキネンショウガクカイ

普通寄付金送金明細

当 会 記 入 欄	入金記帳日	入力済み

発信元：

国際ロータリー第_____地区_____ロータリークラブ

担当者：_____

連絡先TEL：() _____

送金日（金融機関で送金手続きをした日）

_____年 _____月 _____日

送金額

¥ _____

¥ _____ × _____人 = ¥ _____
1名あたり 会員数 送金額

下記の該当箇所に○をして下さい。

↓

年度

上期（7月～12月）

下期（1月～6月）

年額（一括）

その他（新会員追加など）

当会への連絡事項がある場合、ご記入下さい。

注）この明細は金融機関で送金をされた後、速やかにFAXで当会へお知らせ下さい。

宛先:公益財団法人ロータリー米山記念奨学会

FAX: (03)3578-8281

TEL: (03)3434-8681

E-mail: kifu@rotary-yoneyama.or.jp

送金先:三井住友銀行 京橋支店

普通預金 0920373

名義:公益財団法人ロータリー米山記念奨学会

ザイ)ロータリーヨネヤマキネンショウガクカイ

<個人寄付用・特別寄付金送金明細>

国際 ロータリー第		地区		ロータリークラブ
送金日		連絡先TEL		
送金額		担当者		

* ①初回寄付、④表彰辞退、⑤元米山奨学生の場合は下記に○を入れてください。

* ①に該当する場合にはNo.1の上段よりご記入ください。

* 同姓同名の方が在籍する場合には、生年月日を⑦備考欄にご記入ください。

* 表彰を一度ご辞退されると、今後表彰辞退とさせていただきます。

* 入力不可のセルは灰色表示しています。

No.	①初回寄付 該当の場合○	ふりがな ②氏 名	③寄付金額	④表彰辞退 該当の場合○	⑤元米山 奨学生 該当の場合○	⑥、①に該当し、 移籍の場合は 直近のクラブ名	⑦備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

送金額欄に、記入したシートのすべての寄付の合計金額が自動計算されます。

クラブ寄付	③寄付金額	備考(BOX・ミール・創立記念etc)
クラブ扱い特別寄付金		
小 計		

宛先:公益財団法人ロータリー米山記念奨学会

FAX:(03)3578-8281

TEL:(03)3434-8681

送金先:三井住友銀行 京橋支店

普通預金 0920373

名義:公益財団法人ロータリー米山記念奨学会

ザイ)ロータリーヨネヤマキネンショウガクカイ

<法人寄付用・特別寄付金送金明細>

国際

ロータリー第

地区

ロータリークラブ

送金日

連絡先TEL

送金額

担当者

* 法人寄付の場合、ロータリアン名も併記してください。

* ①初回寄付⑤元米山奨学生の場合は下記に○を入れてください。

* ①に該当する場合にはNo.1の上段よりご記入ください。

* 表彰を一度ご辞退されると、今後表彰辞退とさせていただきます。

* 入力不可のセルは灰色表示しています。

No.	①初回寄付 該当の場合○	ふりがな(全角17字入力) ②法人名	③個人名	④寄付金額	⑤元米山 奨学生 該当の場合○	⑥備考 (表彰辞退の方はこちら に明記ください)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
小 計						

